

つがる市環境基本計画

平成 28 年 3 月

つがる市

はじめに

～恵まれた自然と文化を
未来に語りつぐ誇りあるまち～



つがる市は、平成17年2月に市制を施行して以来、良好な生活環境の確保を重点政策の一つとして捉え積極的に取り組んでまいりました。合併1年目には市、市民、事業者の責務を明確にするとともに、相互に協力して環境美化運動を推進することを目的としたつがる市環境美化条例を制定しました。

その後、環境を巡る課題は地球温暖化に代表されるとおり地域から地球規模に拡大し、年々複雑、多様化してきました。このような中で平成24年4月に国の「第4次環境基本計画」が策定され、安全を最優先することを前提とした上で、二酸化炭素の排出を抑えた「低炭素社会」、限られた資源を大切にしながら新たな資源採取を控える「循環型社会」、さらに自然の恵みを将来にわたって受け継ぐ「自然共生社会」を目指すことが示されました。

こうした社会情勢の動向のもと本市は合併10年の節目の年に、良好な環境の保全と創造に向けた環境行政を一層推進するためつがる市環境基本条例を制定しました。

その後平成27年12月には気候変動枠組条約第21回締約国会議において「パリ協定」が採択され、気温上昇を産業革命以前に比べて1.5度に抑える努力を追及こととされました。

これらを踏まえ、今後の本市の環境行政の基本的な方向性を明確に示す「つがる市環境基本計画」を策定するに至りました。

美しい自然と風土に恵まれ、歴史と伝統に育まれた緑豊かな本市の環境を将来の世代に引き継ぐことは、私たちの大きな使命です。市民の皆様にも本計画の趣旨をご理解いただき、積極的なご協力をお願いいたします。

なお、本計画策定にあたり格別のご尽力を賜りましたつがる市環境審議会やアンケートにご協力いただいた皆様に対し深く感謝申し上げます。

平成28年3月

つがる市長 福島弘芳

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	3
2. 計画の位置付け.....	4
3. 環境基本計画の対象とする環境（範囲）.....	6
4. 計画の期間.....	6
第2章 つがる市の環境の現状と課題.....	7
1. 地域特性.....	9
(1) 位置、地域の特性.....	9
(2) 人口.....	9
(3) 土地利用.....	10
(4) 産業.....	10
(5) 交通.....	10
(6) 公害苦情.....	11
(7) 地域別の概要.....	11
2. 地球温暖化.....	13
(1) つがる市の二酸化炭素排出量.....	13
(2) 温室効果ガス排出抑制などに関する主な課題.....	15
(3) 行政による率先導入・率先行動.....	16
3. 環境に関する市民、事業者、市内中学生の意識・行動.....	19
(1) 環境に関する意識調査（アンケート）の概要.....	19
(2) 調査結果の概要.....	20
4. 環境への取組みの方向.....	29
第3章 計画の目標.....	31
1. 望ましい環境像.....	33
2. 環境目標.....	33
3. 施策の体系.....	34
第4章 施策の展開.....	35
環境目標Ⅰ つがるの自然環境を伝える環境づくり.....	37
Ⅰ－1. 農業振興による地域環境の保全と整備.....	37
Ⅰ－2. 自然風景や歴史文化遺産、地域産業を活かした観光開発.....	40
Ⅰ－3. 景観の保全と形成.....	43
Ⅰ－4. 公園・緑地の整備.....	45
Ⅰ－5. 住環境の整備.....	48
環境目標Ⅱ 環境への負荷の少ない生活環境づくり.....	49
Ⅱ－1. エネルギー対策の推進.....	49
Ⅱ－2. 地球温暖化防止対策の取組み.....	51
Ⅱ－3. ごみの減量化とリサイクル.....	53
環境目標Ⅲ 安全・安心で快適な暮らしづくり.....	56
Ⅲ－1. 水環境の保全.....	56

III-2. 大気汚染・悪臭対策、不法投棄などの防止対策.....	60
環境目標IV みんなで創り、取り組むまちづくり.....	62
IV-1. 環境教育・学習機会の充実.....	62
IV-2. 環境情報の提供.....	64
IV-3. 環境保全活動の推進.....	66
第5章 計画の推進.....	69
1. 推進体制.....	71
2. 計画の進行管理.....	72
資料編.....	73
1. つがる市環境基本条例.....	75
2. 計画策定の経過.....	80
3. つがる市環境審議会委員名簿.....	81
4. 用語の解説.....	82

本文中の用語に付いている「*」印は、資料編「4. 用語の解説」で解説した用語です。
(例えば、p 3の「地球温暖化*」などです。)

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

つがる市（以下、「本市」という。）は、「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」を基調とし、豊かな自然環境のもと農業振興と観光を中心に発達してきました。

平成17年2月11日に旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村、旧車力村が合併して本市が誕生しました。

平成18年3月23日に市の環境美化を定めた「つがる市環境美化条例」を制定（施行は平成18年10月1日）し、市民、事業者、市の責務を明らかにするとともに、相互の協力のもとに環境美化活動を推進し、清潔で健全な生活環境の確保に取り組んできました。

一方、近年は環境を巡る課題が地球温暖化*をはじめとして、地域から地球規模まで広がり、年々複雑、多様化しています。環境関連法令の制定・改定のほか、市民による住宅への太陽光発電システム*の導入のほか、さまざまな主体による新たな取り組みが行われるなど、社会経済の動向も変化しています。

このような中、国の「第四次環境基本計画」が平成24年4月に策定され、目指すべき持続可能な社会は、「安全」が確保されることを前提に、「第三次環境基本計画」を引き継ぎ「低炭素社会*」、「循環型社会*」、「自然共生社会*」としています。

また、国際社会においては、先進国の温室効果ガス*の削減目標などを定めた「京都議定書*」が平成17年に発効され、わが国は温室効果ガスの総排出量を平成20年から平成24年の期間に、平成2年レベルから6%削減する目標が定められました。平成27年12月に京都議定書以来18年ぶりに「パリ協定」が採択されました。この協定の目的は、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を迫及する」ことです。平成32年以降の新枠組みでは、各国（196か国・地域）が自主的に温室効果ガスの削減目標を国連に提出し、5年ごとに高い目標に見直すことになりました。

こうした社会経済の動向のもと、今後の本市における良好な環境の保全と創造に向けた環境行政を推進するため、「つがる市環境基本条例（以下、「基本条例」という。）を平成27年11月1日から施行し、この基本条例のもと、今後の本市の環境行政の基本的な方向性を示す環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置付け

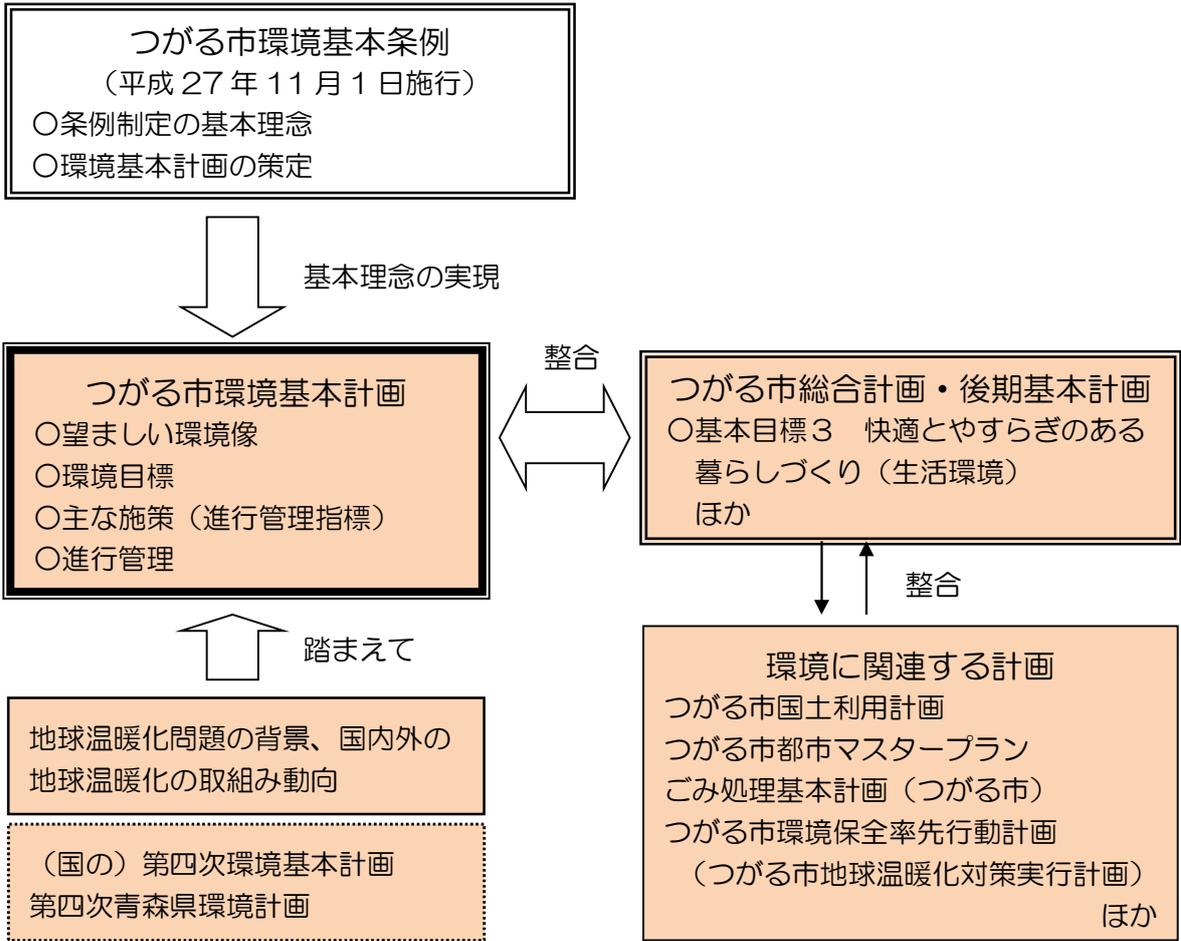
本計画は、「基本条例」第8条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので、同条例第3条の3つの基本理念の実現を目指すための計画です。

「つがる市総合計画・後期基本計画」に定める基本目標3「快適とやすらぎのある暮らしづくり（生活環境）」などとの整合を図り、環境に関連する計画の「つがる市国土利用計画」、「つがる市都市マスタープラン」、「ごみ処理基本計画（つがる市）」などとの整合を図って策定します。

また、地球温暖化*問題の背景、国内外の地球温暖化の取組み動向を踏まえた「環境基本計画」として、市の事務事業を対象とした「つがる市環境保全率先行動計画（つがる市地球温暖化対策実行計画）」と整合を図り、策定します。

■ 「つがる市環境基本条例」の3つの基本理念

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むために、自然との調和のとれた豊かな環境を確保し、これを将来にわたって継承することを目的として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会*を構築することを目的として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれ公平な役割分担と協働の下に積極的に取組むことにより行わなければならない。



「つがる市環境基本計画」を取りまく関連計画など

3. 環境基本計画の対象とする環境（範囲）

「つがる市総合計画・後期基本計画（平成 23 年 3 月）」や「つがる市国土利用計画（平成 24 年 3 月）」、国の「第四次環境基本計画」など、近年の社会情勢の変化をもとに、本計画の対象とする環境（範囲）を以下のように設定します。

計画で対象とする環境（範囲）

環境問題の分野	つがる市環境基本計画 のキーワード	関連するキーワード
自然環境 共生	自然環境の保全・再生（森林・農用地） 海岸・河川・湿原、丘陵 生態系の維持、生物多様性 里地里山*の保全、公園・緑地 歴史的・文化的風土 まちなみ景観・田園風景 など	体験型観光・エコツーリズム* 農産物のブランド化* 地産地消* 耕作放棄地
生活環境	大気環境、水環境、排水処理、騒音・振動 悪臭、土壌汚染、有害化学物質 野焼き（わら焼）、不法投棄、住環境 など	生活排水処理 空き家・空き地
廃棄物などの 資源循環	ごみの減量化、ごみの分別 リサイクル、3R* 適正処理 など	
地球環境	地球温暖化* 省エネルギー*、再生可能エネルギー* 環境負荷の低減 など	
計画の取組み・ 推進	環境保全活動、環境教育・学習 環境情報、環境意識、普及・啓発 市民参画・協働 など	環境マネジメント PDCA

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とし、中間年度の平成 31 年度に見直しを行います。また、「社会情勢が変化」した場合など、必要に応じて見直しを行います。

第2章 つがる市の環境の現状と課題



1. 地域特性

(1) 位置、地域の特性

本市は、東は岩木川を境に、西は日本海に面し、その海岸線は「七里長浜」と「屏風山」と呼ばれる丘陵地帯が続いています。南方には津軽の秀峰「岩木山」と世界遺産「白神山地」を望み、中心部は、岩木川により育まれた広大な津軽平野が拓け、津軽藩の新田開拓以来の一大穀倉地帯が形成されています。

気候は、日本海の影響を受ける典型的な日本海型気候で、夏季は比較的冷涼で病害虫の発生が抑えられることから、稲作や夏秋野菜の作付けに適した地域です。冬季は、強い冬型の気圧配置が続くため降雪が多く、また日本海特有の強い西風の影響による地吹雪のため交通が途絶することがあるなど、住民生活に影響を及ぼしています。

(2) 人口

本市は、旧木造町、旧森田村、旧柏村、旧稲垣村、旧車力村が平成 17 年 2 月 11 日に合併して誕生した県下 9 番目の市です。本市を形成する旧 5 町村のうち柏村を除く 4 町村（森田村、車力村は平成 16 年度までの経過団体）が過疎地域の指定を受けているなど、人口の流出、減少が続いています。

平成 28 年 2 月 1 日現在の人口は 34,374 人で、男 16,218 人、女 18,156 人です。世帯数は 13,542 世帯です。

平成 22 年と平成 17 年の国勢調査結果を比較すると市全体で 7.1%の人口減ですが、旧稲垣村が 12.4%、旧車力村が 10.3%の人口減です。旧柏村は唯一 4.3%の増加です。

国勢調査による人口の推移

旧町村名など	平成 22 年	平成 17 年	増減数	増減割合 (%)
つがる市	37,243	40,091	-2,848	-7.1
旧木造町	17,339	18,927	-1,588	-8.3
旧森田村	4,834	5,091	-257	-5.0
旧柏村	5,437	5,209	228	4.3
旧稲垣村	4,412	5,039	-627	-12.4
旧車力村	5,221	5,825	-604	-10.3

(つがる市ホームページ；平成 22 年国勢調査人口等集計結果（確定版）)

(3) 土地利用

面積は 253.55 k m²で、県域の約 2.6%を占めています。その土地利用は、平成 27 年時点で田 44.3%、畑 12.2%、宅地 4.6%、山林 10.3%、その他 28.6%です。

(4) 産業

平成 22 年国勢調査の産業別就業人口割合は、第一次産業が 31%、第二次産業が 19%、第三次産業が 50%で、県・全国と比べ第一次産業の比率が高く、第三次産業の比率が低いのが特徴です。

産業別総生産は、県と比べ第一次産業の比率が高く、第二次産業の比率が低くなっています。

産業別就業人口（平成 22 年国勢調査）

項目	第一次産業	第二次産業	第三次産業	合計
つがる市	5,201 人 (31%)	3,184 人 (19%)	8,413 人 (50%)	16,839 人 (100%)
青森県	(18%)	(20%)	(65%)	(98%)
全国	(4%)	(25%)	(71%)	(100%)

産業別総生産（平成 22 年度）

項目	第一次産業	第二次産業	第三次産業	合計
つがる市	9,612 百万円 (12%)	10,673 百万円 (13%)	61,014 百万円 (75%)	81,299 百万円 (100%)
青森県	(4%)	(22%)	(75%)	(100%)

(5) 交通

本市では、車が主な移動手段です。市域の南部地区を東西に走る国道 101 号、東部地区を南北に走る県道五所川原車力線、西部地区を南北に走る県道鱒ヶ沢蟹田線と弘前市に連絡する県道弘前柏線が主要な幹線道路です。

主な公共交通機関はバスで、9 路線が運行しています。路線バス以外の公共交通は、主に高校への通学不便を解消するための乗り合いタクシーを 2 路線（平滝～中里高校、富蒔町～金木高校）運行しています。その他に J R 五能線が国道 101 号と並行して走っています。

(6) 公害苦情

平成 26 年度は、大気汚染が 5 件、悪臭が 3 件、水質汚濁が 1 件の計 9 件の公害苦情がありました。平成 22 年度に比べ、公害苦情が減少傾向にあります。

過去 5 年間の項目別では、悪臭が 14 件と最も多く、次いで大気汚染の 12 件、水質汚濁の 10 件です。

公害苦情発生状況

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	計
大気汚染	2 件	2 件	1 件	2 件	5 件	12 件
水質汚濁	3 件	1 件	4 件	1 件	1 件	10 件
悪臭	3 件	3 件	2 件	3 件	3 件	14 件
騒音	1 件		2 件			3 件
振動	1 件					1 件
地盤沈下						
土壌汚染						
その他	2 件	3 件	2 件	2 件		9 件
総数	12 件	9 件	11 件	8 件	9 件	49 件

※大気汚染の件数は、すべて わら焼きです。

(7) 地域別の概要

ここでは、「つがる市国土利用計画（平成 24 年 3 月）」による 7 区分をもとに地域の現況の概要を示します。

1) 木造中央地域

都市計画区域の用途地域に指定されており、有楽町や千代町商店街、木造若緑団地や桜木団地などの公営住宅、向陽小学校や木造中学校、つがる市民診療所などの病院、银杏ヶ丘公園などの公園・緑地のほか、計画・整備済み 7 路線の都市計画道路や JR 木造駅の交通機能などの多様な都市機能が集中する市の中心地です。一方、人口、世帯数の減少により、商店街の空き店舗や住宅地の空き家、空き地など未利用地が多くなっています。

2) 木造東部地域

東に岩木川、西に山田川水系が流れ、その間に優良な農地や集落が広がる田園地帯です。本地域の一部が都市計画区域に指定されており、市役所、縄文住居展示資料館、生涯学習交流センター松の館、木造体育センターなどの公共施設があり、市の行政、文化の中心地です。

3) 木造西部地域

県道鱒ヶ沢蟹田線を境にした木造地域の西側です。防風林を持つ丘陵地帯の屏風山が広がり、海岸沿いに木造漁港や出来島海水浴場のほか、広く一帯が津軽国定公園に指定されています。動植物の宝庫のベンセ湿原や平滝沼などの自然資源、亀ヶ岡石器時代遺跡や2万8千年前の埋没林などの歴史資源が多く存在しています。スイカ、メロン、ナガイモなどの畑作が盛んな地域です。

4) 柏地域

北側の一部が都市計画区域に指定されています。国道101号と県道妙堂崎五所川原線の沿道部に多数の郊外型大型店舗が進出し、本市最大の商業エリアです。南東部には、りんごの果樹園と田園地帯が広がり、その中に日本最古のりんごの木があります。

5) 森田地域

市の南部に位置し、北東側の一部が都市計画区域に指定されています。JR五能線の陸奥森田駅などの3つの駅が存在し、その線と国道101号が地域の中心を東西に走り、隣接する五所川原市や鱒ヶ沢町などと繋がっています。国道沿いには「道の駅もりたアーストップ」があります。南側の丘陵地帯にはため池が点在し、その中に石神遺跡や「つがる地球村」があります。りんごの果樹園が広がり、北側は田園地帯です。

6) 稲垣地域

東側に岩木川が流れ、その西側に米、トマト、ネギなどが生産される田園地帯が広がっています。南東部には、稲垣支所や稲穂いこいの里、稲垣交流センターなどの公共施設が集積しています。岩木川沿いには、岩木川河川公園があります。

7) 車力地域

北側に十三湖、南側には田光沼があり、東側には岩木川が流れています。県道鱒ヶ沢蟹田線を境に東側は田園地帯、西側の畑作地帯ではメロン、ナガイモ、ゴボウ、ネギなどが栽培されています。車力漁港のほか、十三湖周辺や山田川下流でしじみ漁が営まれています。「マグアビーチ」や「しゃりきサンセットドーム」などの海岸施設や県道鱒ヶ沢蟹田線沿いにむらおこし拠点館があります。その他、高山稲荷神社や自衛隊基地があります。

(資料：つがる市国土利用計画、平成24年3月)

2. 地球温暖化

(1) つがる市の二酸化炭素排出量

地球温暖化*対策の対象となる温室効果ガス*には、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふつ化硫黄(SF₆)があげられ、この6種類は、京都議定書*における排出量削減対象の温室効果ガスです。

地球温暖化対策の対象となる温室効果ガス

温室効果ガス		発生源など
二酸化炭素(CO ₂)	エネルギー起源の二酸化炭素	燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割を占める
	非エネルギー起源の二酸化炭素	廃棄物起源、工業プロセス(セメント・石灰石製造など)起源などから発生
メタン(CH ₄)		農業部門、廃棄物埋め立て処分などから発生
一酸化二窒素(N ₂ O)		燃料の燃焼、農業部門などから発生
代替フロンなどのガス	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアゾール製品、カーエアコンなどに使用
	パーフルオロカーボン(PFC)	半導体製造、電子部品などの不活性液体などに使用
	六ふつ化硫黄(SF ₆)	電気絶縁ガス、半導体製造用などに使用

(地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)
策定マニュアル(第1版)簡易版、環境省、平成22年8月)

ここでは、本市の地球温暖化に最も影響の大きい二酸化炭素の排出量を示します。この二酸化炭素排出量値は、環境省「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定支援サイト-マニュアル支援ツール」の「部門別CO₂排出量の現況推計」によります。

本市の二酸化炭素排出量は、平成24年度241千t-CO₂です。京都議定書の基準年(平成2年度)の214千t-CO₂に対し、27千t-CO₂の12.6%増加しています。増加が大きいのは、家庭部門と業務部門の18千t-CO₂、運輸部門の旅客の15千t-CO₂です。逆に、産業部門の製造業は19千t-CO₂減少しました。

平成24年度の部門別では、運輸部門が39.0%と多く、次いで家庭部門が25.7%、業務部門が19.1%、産業部門が15.8%です。平成2年度と比較すると、産業部門の製造業が9.9%比率を下げる一方、家庭部門と業務部門、運輸部門が比率をあげています。特に家庭部門と業務部門が5%以上、比率をあげています。

部門別二酸化炭素の排出量と割合

部門		平成2年度		平成24年度		平成24年度 －平成2年度	
		排出量 千t-CO ₂	割合 %	排出量 千t-CO ₂	割合 %	排出量 千t-CO ₂	
産業部門	製造業	38	17.8	19	7.9	△ 19	
	建設業・鉱業	8	3.7	6	2.5	△ 2	
	農林水産業	10	4.7	13	5.4	3	
	小計①	56	26.2	38	15.8	△ 18	
家庭部門②		44	20.5	62	25.7	18	
業務部門③		28	13.1	46	19.1	18	
運輸部門	自動車	旅客	25	11.7	40	16.6	15
		貨物	55	25.7	51	21.2	△ 4
	鉄道	3	1.4	3	1.2	0	
	船舶	0	0	0	0	0	
	小計④	83	38.8	94	39.0	11	
廃棄物部門⑤		3	1.4	1	0.4	△ 2	
合計 (①+②+③+④+⑤)		214	100.0	241	100.0	27	

【参考：温室効果ガス排出量算定方法（二酸化炭素排出量の例）】

温室効果ガスは、下表の算定のもととなっている量（概要を表示）に排出係数を掛けて算出されています（メタン、一酸化二窒素、代替フロンなどのガスの算定方法は省略）。

部門	区分	算定方法（算定のもととなっている量×排出係数）
産業部門	農林業	農林業エネルギー消費量×農業産出額比
	鉱業	鉱業エネルギー消費量×鉱業従業者比
	建設業	建設業エネルギー消費量×建築着工床面積比
	製造業	産業中分類別排出量×工業統計出荷額比
民生部門	家庭系	灯油・LPG；1世帯当たり灯油・LPG使用量×世帯数 都市ガス；家庭用都市ガス販売量 電力；電灯使用量
	業務系	都市ガス；業務系従業者当たり商業用都市ガス販売量×業務系従業者数 電力；電力（業務）使用量（業務系従業者数で按分） 都市ガス・電力以外；業務系エネルギー使用量×業務系従業者数比
運輸部門	自動車	車種別エネルギー使用量×車種別保有台数比
	鉄道	鉄道会社別電力・軽油使用量×駅別乗車人員数比
工業プロセス	セメント	セメント（クリンカ）生産量
	生石灰	生石灰生産量
	ソーダ石灰ガラス	ソーダ石灰ガラス製造に係る石灰石使用量
廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物焼却量×廃プラ率
	産業廃棄物	産業大分類別産業廃棄物（廃プラ・廃油）排出量×従業者数比

(2) 温室効果ガス排出抑制などに関する主な課題

温室効果ガス*の排出抑制のためには、市民、事業者などの各主体の積極的な行動と、その行動を後押しする市行政の施策との密接な連携が必要です。

○地球温暖化*問題への関心の向上、積極的な環境行動の実践

既存住宅や建築物の省エネルギー*改修、高断熱の新築住宅や建築物の普及、省エネルギー型エアコンや高効率給湯器などの高効率機器の採用、市民や事業者のハイブリッド車などの低公害車の利用や冷暖房の設定温度の配慮などの積極的な環境行動の実践が望まれます。地球温暖化問題への関心を高めるためのイベントや学習会開催などの普及・啓発が必要です。

○再生可能エネルギー*の利用の促進

温室効果ガス削減と石油代替エネルギーの導入のために、太陽光発電や風力発電、バイオマス*などの再生可能エネルギーの利用促進が望まれます。そのための太陽光発電システム*の設置に対する補助制度の充実などが必要です。

○地域全体での環境整備や改善

公共交通の利用促進による燃焼燃料の使用抑制、温室効果ガスの吸収効果の高い緑地・森林の整備や計画的利用など、地域全体での環境整備が必要です。

○循環型社会*の形成

廃棄物発生量の抑制やリサイクル率向上によりごみの焼却処分量を削減し、二酸化炭素の排出の少ない循環型社会の形成が望まれます。そのための市民や事業者によるごみの分別や減量への協力が必要です。

(3) 行政による率先導入・率先行動

市民、事業者の積極的な環境行動の実践を促すためには、行政による率先導入・率先行動が必要です。

ここでは、市の事務・事業を対象とした「つがる市環境保全率先行動計画（つがる市地球温暖化対策実行計画）」（平成22年10月策定）※による主な取組みの概要を示します。

※「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成20年6月改正）に基づく計画には、区域全体の温室効果ガスの排出量抑制などのための“区域施策編”と、市役所など庁内の取組みを対象とした“事務事業編”の2種類の計画があります。下記の計画は、“事務事業編”で、全国の市町村が策定する必要がある計画です。

■環境に配慮した基本的行動原則

次の基本的な行動原則に従って市の事務・事業を進めることにより、継続的に環境への負荷を低減する計画です。

1. 日々の事務の中で無駄をなくし、省エネルギー*・省資源に努める。
2. ものを大切にし、不要になったものは再使用・リサイクルに努める。
3. 物品などの購入の際には、環境負荷の少ないものを選択する。
4. 事業の実施にあたっては、できる限り環境負荷の少ない手段をとる。
5. 職場以外の日常生活においても、環境にやさしい一市民となるよう努める。

■温室効果ガスの総排出量の削減目標

市本庁舎、各支所、生涯学習交流センター「松の館」、つがる成人病センターの事務・事業から排出される温室効果ガス*の総排出量を平成24年度までに平成19年度を基準として6%削減を目標としてきました。

(単位：kg-CO₂)

基準年度（平成19年度）排出量 実績	平成24年度排出量 目標	削減目標量	対平成19年度比
1,735,525	1,631,393	104,132	△6%

この目標は、平成24年度に59.2%削減し達成済みです。

■「つがる市環境保全率先行動計画（つがる市地球温暖化対策実行計画）」
（平成22年10月策定）による具体的な取組み内容（概要）

1. 物品などの調達にあたっての配慮

- ①適正な規模、数量を調達するように努めます。
- ②環境への負荷の少ない物品などの調達、いわゆるグリーン調達*に努めます。

2. 省エネルギー*対策

○各個人での取組み

- ・パソコンなどOA機器の適正利用
- ・こまめな消灯
- ・公用車の省エネルギー運転など

○職場での取組み

- ・OA機器の適正利用、合理化
- ・その他電気製品の適正な利用
- ・事務室などの照明の点灯時間の短縮など
- ・適切な空調管理
- ・公用車の効率的利用など

○庁舎管理部門での取組み

- ・環境に配慮した設備運転
- ・照明器具における環境配慮

3. 省資源対策

○各個人・職場での取組み

- ・用紙類の使用量の削減

○庁舎管理部門での取組み

- ・節水対策

4. 廃棄物の減量化・リサイクル・適正処理の推進

○各個人での取組み

- ・紙類の再使用
- ・使い捨て製品の廃棄抑制

○職場での取組み

- ・紙類の再使用
- ・事務用品・備品の長期使用など
- ・フロン類の適正処理

■その他の事業における取組み事項

1. 個別事業における省エネルギー、省資源対策など

個別事業の実施にあたりエネルギーや資源の消費を伴う場合には、計画段階から省エネルギー、省資源を十分考慮するとともに、実施段階においても、必要に応じ実施マニュアルを作成するなど、省エネルギー、省資源化に努めます。

2. 地球にやさしい公共事業の実施

周辺環境への影響が少ない工法の採用、再生建築材の使用、建築副産物の再利用など、発注者として計画段階から施工時まで環境に配慮した公共事業が行われるような取組みに努めます。

3. イベントにおける環境への配慮

イベントの開催にあたっては、イベント自体の開催目的を損なわない範囲で環境配慮の取組みを行います。また、来場者に対しても、環境への配慮を呼びかけます。

3. 環境に関する市民、事業者、市内中学生の意識・行動

本計画の策定にあたり、市民、事業所、市内中学生を対象に環境に関する意識調査（アンケート）を実施しました。このアンケート結果をもとに、市民、事業者、市内中学生の環境に関する意識・行動を整理して示します。

（1）環境に関する意識調査（アンケート）の概要

- 調査期間：平成 25 年 12 月
- 調査対象 サンプル数
 - 市民、事業者 1,100 件（市民 1,000 件、事業者 100 件）
 - 市内中学生 298 件
- 実施方法
 - 市民、事業者 郵送方式（調査票を対象者に郵送、返信用封筒で回収）
 - 市内中学生 市内中学校をつうじて配布、回収
- 回収状況

対象	発送数（A）	回収数（B）	(B) / (A)
市民	1,000 票	476 票	47.6%
事業者	100 票	54 票	54.0%
市内中学生	298 票	292 票	98.0%
計	1,398 票	822 票	58.8%

- 設問内容
 - ①回答者の属性
 - ②関心のある環境問題
 - ③本市の環境に対する評価
 - ④環境に対する取組み
- 回答者の属性（設問への無回答があり、計は 100%になりません。）
 - 《市民》
 - 性別：男 44.7%、女 55.0%
 - 年齢：50 歳以下 33.4%、50 歳代 20.4%、60 歳以上 46.0%
 - 居住地域：木造 42.9%、柏 17.0%、森田 13.4%、稲垣 14.9%、車力 11.1%
 - 《事業者》
 - 業種（5 位まで）：卸売・小売業 40.7%、建設業 24.1%、サービス業 11.1%、製造業 9.3%、飲食店・宿泊業 5.6%
 - 従業員数：5 人未満 57.4%、5～19 人 31.5%、20～49 人 7.4%、50 人以上 3.7%
 - 所在地域：木造 46.3%、柏 14.8%、森田 7.4%、稲垣 13.0%、車力 16.7%
 - 《市内中学生》
 - 性別：男 47.3%、女 52.4%
 - 居住地域：木造 41.4%、柏 20.5%、森田 13.0%、稲垣 12.7%、車力 12.0%

(2) 調査結果の概要

ここでは、市民の回答を中心に、事業者と市内中学生回答を対比しながら調査結果の概要を示します。

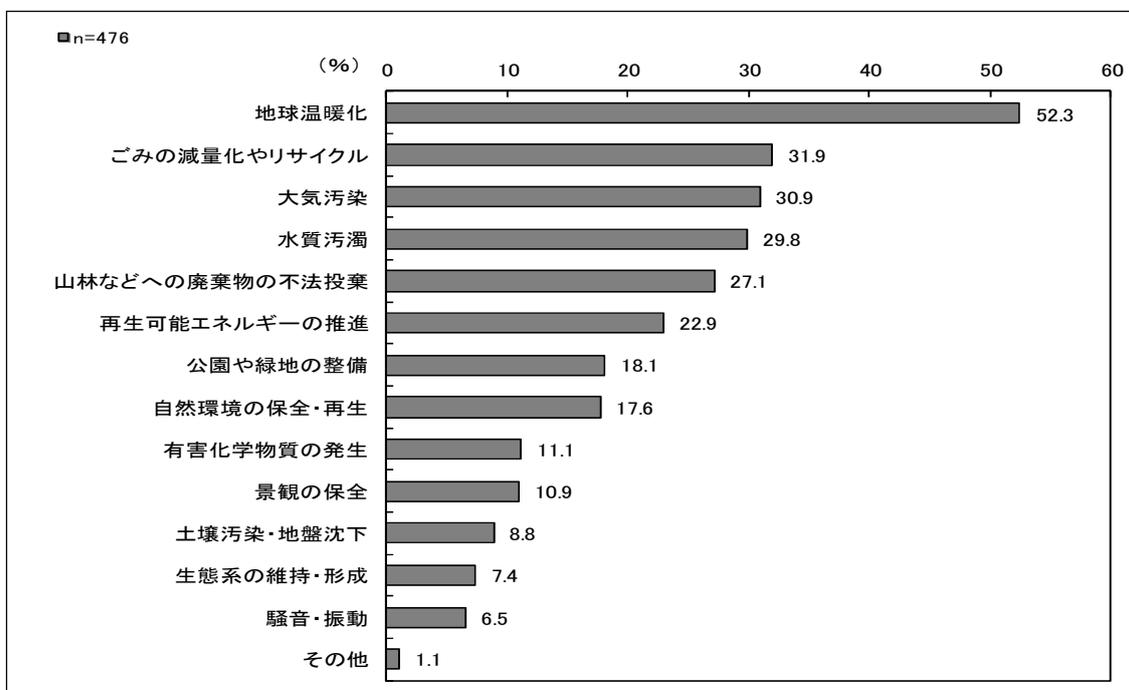
1) 関心のある環境問題

市民の関心のある環境問題は、第1位「地球温暖化* (52.3%)」、第2位「ごみの減量化やリサイクル (31.9%)」、第3位「大気汚染 (30.9%)」でした。

事業者は、第1・2位(同率)は市民と同様ですが、第3位が「生態系の維持・形成」でした。

市内中学生は、第1位から第4位までは市民とほぼ同様でした。市民の第5位の「山林などへの廃棄物の不法投棄」は第11位でした。

【市民】



市民の順位	項目	事業者の順位	市内中学生の順位
1	地球温暖化	1	1
2	ごみの減量化やリサイクル	1	3
3	大気汚染	7	2
4	水質汚濁	6	4
5	山林などへの廃棄物の不法投棄	5	11

事業者の第3位は「生態系の維持・形成」、第4位は「自然環境の保全・再生」

市内中学生の第5位は「公園や緑地の整備」

2) 本市の環境に対する満足度と重要度

① 満足度

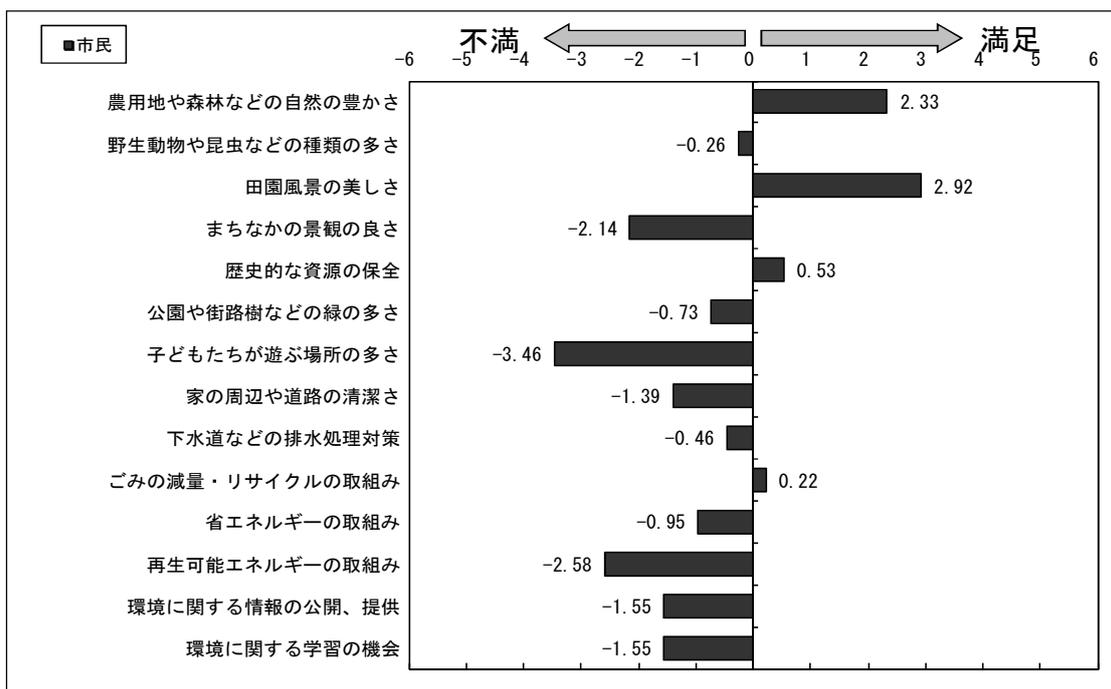
本市の環境について、現在どの程度満足しているかを把握するため、14項目を設定し、項目ごとに「満足」、「やや満足」、「ふつう」、「やや不満」、「不満」の5段階で評価してもらい、その結果を加重平均値による数量化で評価点（満足度：最高点10点、中間点0点、最低点-10点）を算出しました。

市民の「満足度」が高いのは、「田園風景の美しさ（2.92点）」、「農用地や森林などの自然の豊かさ（2.33点）」、「歴史的な資源の保全（0.53点）」でした。逆に「不満」では、「子どもたちが遊ぶ場所」の少なさ（-3.46点）、「再生可能エネルギー*の取組み（-2.58点）」、「まちなかの景観の良さ（-2.14点）」でした。

事業者の「満足」の第1・2位は、市民と同様でした。第3位が「下水道などの排水処理対策」でした。「不満」も市民とほぼ同様でした。

市内中学生はほとんどの項目に「満足」しています。第1位から第3位は市民と同様でした。逆に「不満」は、1項目のみで「子どもたちが遊ぶ場所」の少なさでした。

【市民】 本市の環境に対する満足度(全体／評価点)



本市の環境に対する満足度【満足】

市民の順位	項目	事業者の順位	市内中学生の順位
1	田園風景の美しさ	1	1
2	農用地や森林などの自然の豊かさ	2	2
3	歴史的な資源の保全	—	3
4	ごみの減量・リサイクルの取組み	—	5

市民の「満足」は4項目です。

事業者の「満足」は3項目です。第3位は「下水道などの排水処理対策」

市内中学生の「満足」は13項目です。第4位は「公園や街路樹などの緑の多さ」

本市の環境に対する満足度【不満】

市民の順位	項目	事業者の順位	市内中学生の順位
1	子どもたちが遊ぶ場所の多さ	3	1
2	再生可能エネルギーの取組み	2	—
3	まちなかの景観の良さ	1	—
4	環境に関する情報の公開、提供	4	—
4	環境に関する学習の機会	5	—

市民の「不満」は10項目です。

事業者の「不満」は11項目です。

市内中学生の「不満」は1項目です。

② 重要度

本市の環境について、今後の重要度を把握するため、満足度と同じ14項目について、「重要」、「やや重要」、「ふつう」、「あまり重要ではない」、「重要ではない」の5段階で評価してもらい、その結果を満足度と同様に加重平均値による数値化で評価点（重要度：最高点10点、中間点0点、最低点-10点）を算出しました。

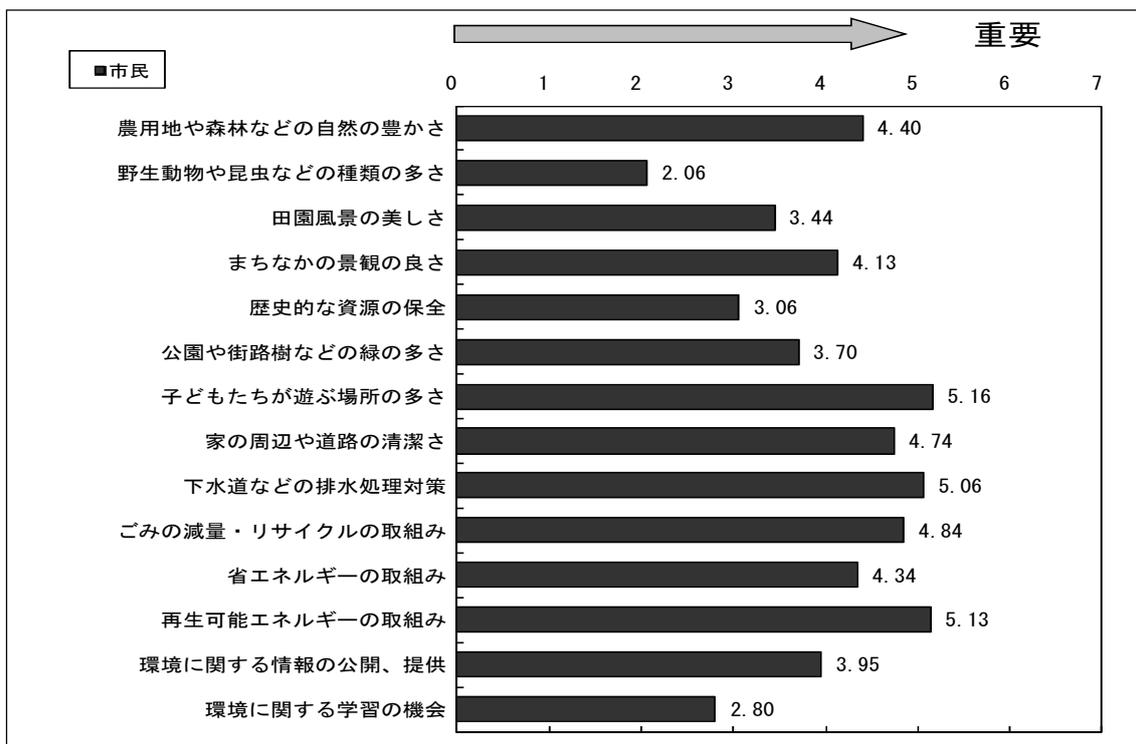
市民の「重要度」は、第1位「子どもたちが遊ぶ場所の多さ（5.16点）」、第2位「再生可能エネルギー*の取組み（5.13点）」、第3位「下水道などの排水処理対策（5.06点）」でした。

事業者では、市民の第1位の「子どもたちが遊ぶ場所の多さ」は第10位でした。事業者の第1位と第2位は市民の5位以内と同様でしたが、第3位は「省エネルギー*の取組み」でした。

市内中学生の回答は、順番は違いますが、比較的市民の回答に類似していました。第3位は「農用地や森林などの自然の豊かさ」でした。

【市民】

本市の環境に対する重要度(全体／評価点)



本市の環境に対する重要度

市民の順位	項目	事業者の順位	市内中学生の順位
1	子どもたちが遊ぶ場所の多さ	10	4
2	再生可能エネルギーの取組み	1	7
3	下水道などの排水処理対策	7	5
4	ごみの減量・リサイクルの取組み	2	1
5	家(事業所)の周辺や道路の清潔さ	9	2

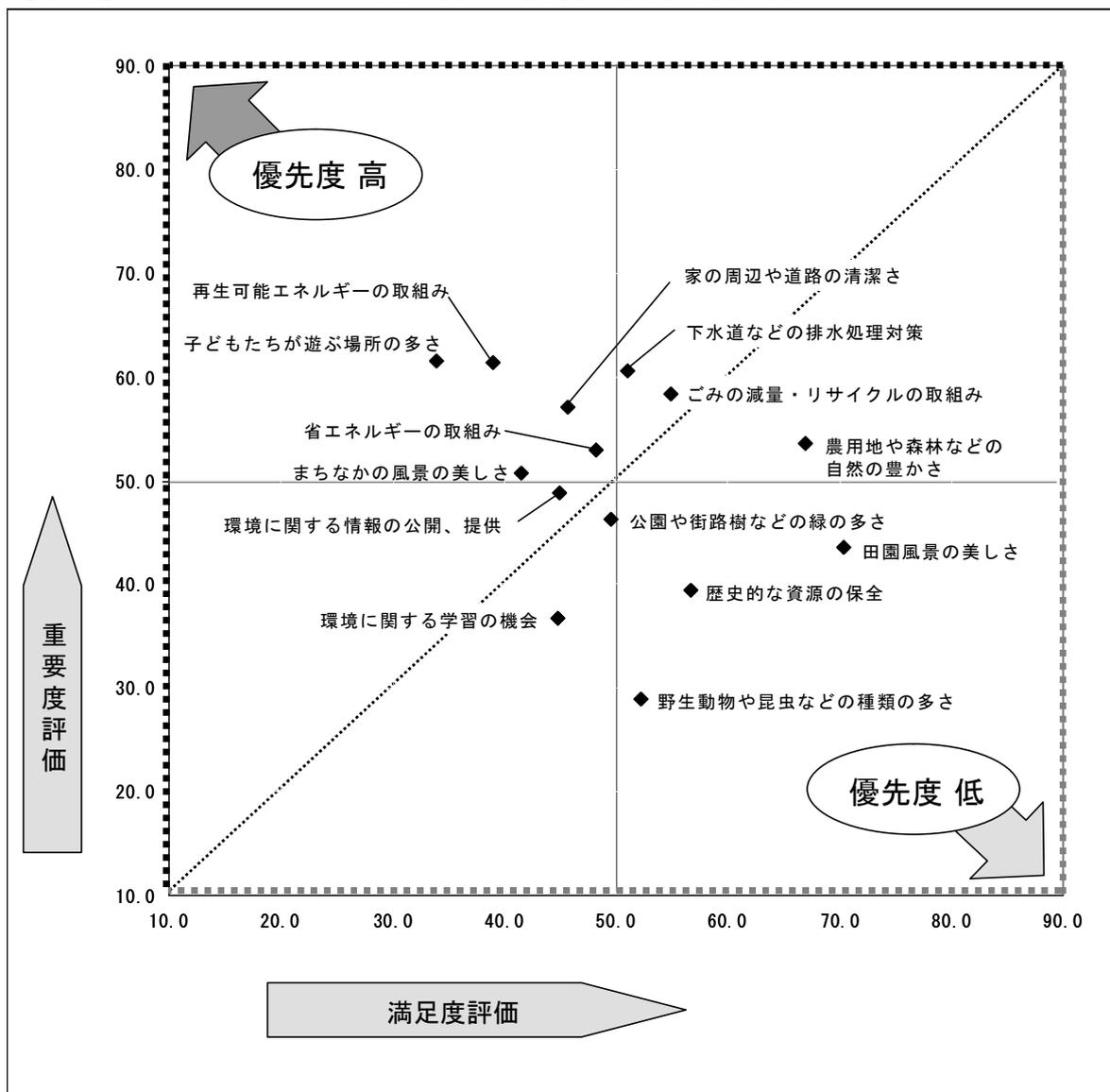
事業者の第3位は「省エネルギーの取組み」、第4位は「農用地や森林などの自然の豊かさ」、第5位は「まちなかの景観の良さ」

市内中学生の第3位は「農用地や森林などの自然の豊かさ」

③ 優先度（満足度と重要度の相関）

満足度評価と重要度評価を相関させた散布図を作成し、この散布図からの数
 量化による分析で優先度を算出しました。

【市民】 満足度と重要度の相関（優先度）

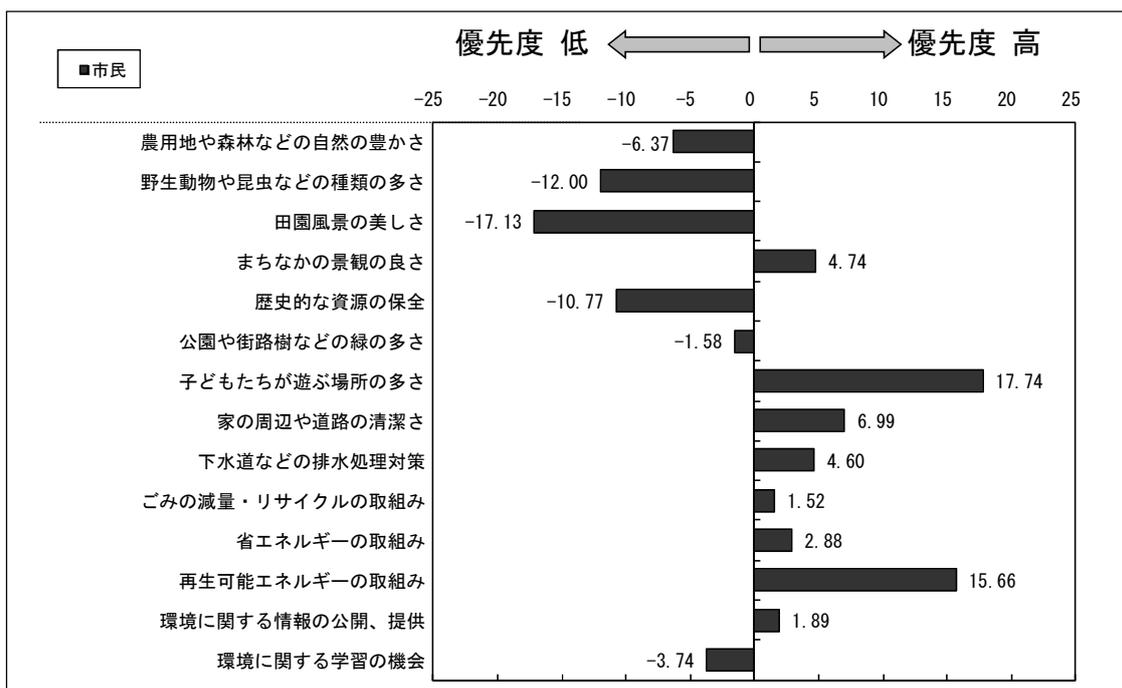


市民、事業者、市内中学生ともに、今後の優先度が高いとした項目は、以下の5項目でした。

(単位：点)

順位	項目	市民	事業者	市内中学生	計
1	再生可能エネルギーの取組み	第2位 15.66	第1位 19.16	第6位 2.87	37.69
2	子どもたちが遊ぶ場所の多さ	第1位 17.74	第6位 1.25	第1位 15.88	34.87
3	まちなかの景観の良さ	第4位 4.74	第2位 12.80	第5位 4.20	21.74
4	省エネルギーの取組み	第6位 2.88	第3位 7.35	第7位 1.24	11.47
5	ごみ減量・リサイクルの取組み	第8位 1.52	第4位 2.80	第4位 4.65	8.97

【市民】 満足度と重要度の相関（優先度・評価点）



3) 日常的に行っている環境に対する取組み

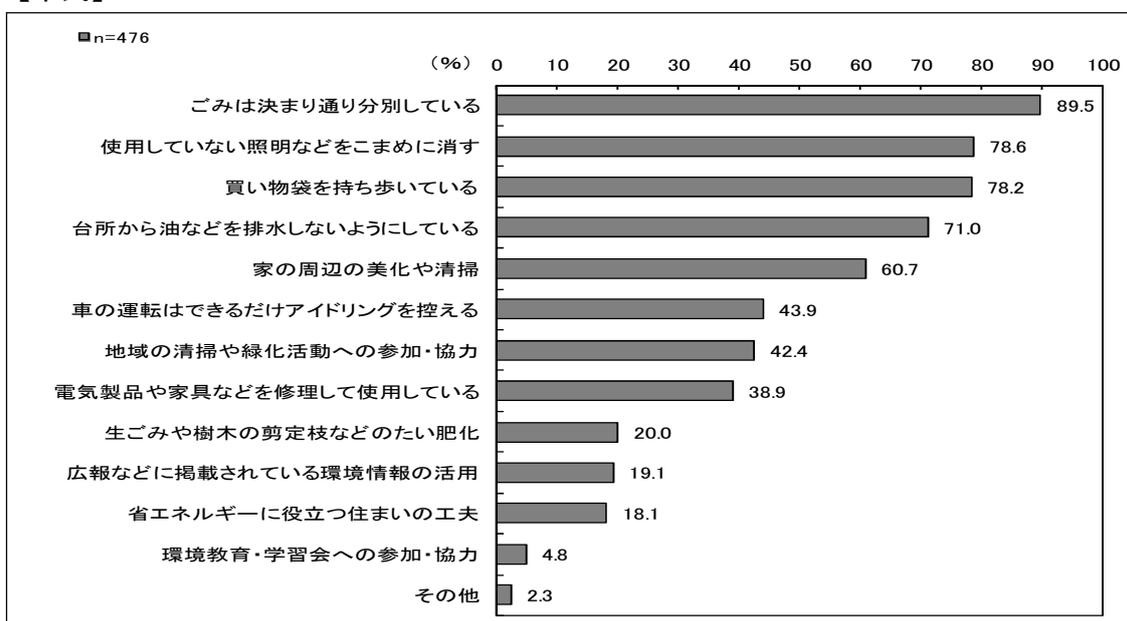
(市民、事業者、中学生の設問は、各々の生活実態に合わせ若干異なります。)

日常的に行っている環境に対する取組みでは、市民の第1位は「ごみは決まり通り分別している(89.5%)」、第2位は「使用していない照明などをこまめに消す(78.6%)」、第3位は「買い物袋を持ち歩いている(78.2%)」でした。

事業者の第1位は「使用していない照明などをこまめに消す」でしたが、第2位・第3位は市民の回答と異なり、第2位が「車の運転はできるだけアイドリングを控える」、第3位が「地域の清掃や緑化活動への参加・協力」でした。

市内中学生の第2位・第3位は市民の回答と類似していますが、第1位は市内中学生用の独自設問の「ごみのポイ捨てはしない」でした。

【市民】



市民の順位	項目	事業者の順位	市内中学生の順位
1	ごみは決まり通り分別している	※	2
2	使用していない照明などをこまめに消す	1	3
3	買い物袋を持ち歩いている	※	※
4	台所から油などを排水しないようにしている	5*	※
5	家(事業所)の周辺の美化や清掃	4	7

市民、事業者、市内中学生の設問は若干異なり、※は市民と同じ設問が無い項目です。

事業者の第2位は「車の運転はできるだけアイドリングを控える」、第3位は「地域の清掃や緑化活動への参加・協力」、第5位(*)は市民と設問が少し異なり「排水処理施設の維持管理と排水の適正処理」

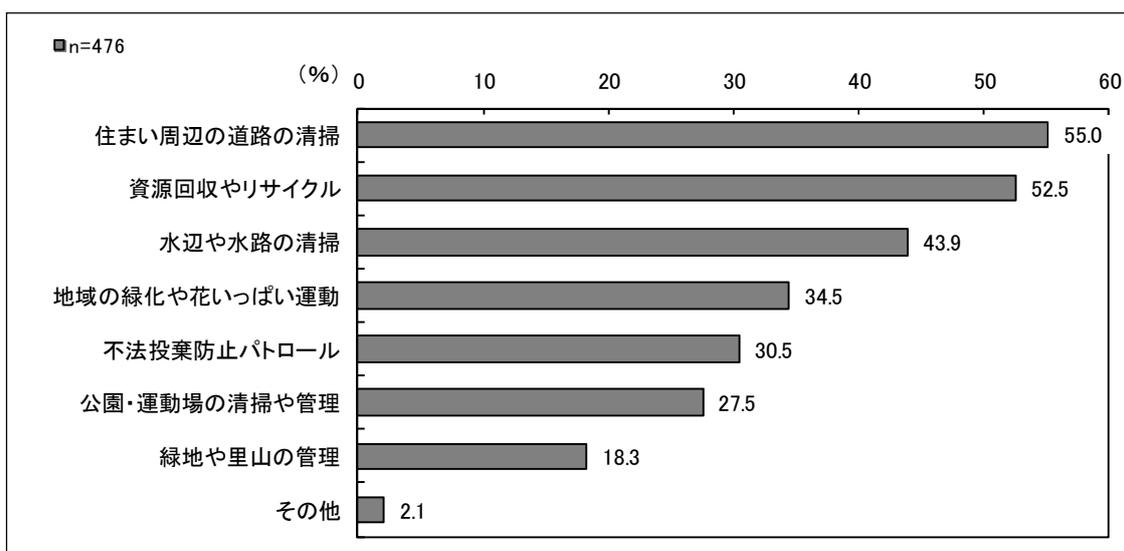
市内中学生の第1位は「ごみのポイ捨てはしない」、第4位は「節水をしている」、第5位は「植物を栽培している」

4) より良い環境のために市民、事業者と市が協力すべき取り組み

より良い環境のために市民、事業者と市が協力すべき取り組みでは、市民の第1位は「住まい周辺の道路の清掃 (55.0%)」、第2位は「資源回収やリサイクル (52.5%)」、第3位は「水辺や水路の清掃 (43.9%)」でした。

事業者と市内中学生の回答も市民と類似していますが、市内中学生の第2位は「公園・運動場の清掃や管理」でした。

【市民】



より良い環境のために市民、事業者と市が協力すべき取り組み

市民の順位	項目	事業者の順位	市内中学生の順位
1	住まい（事業所）周辺の道路の清掃	2	1
2	資源回収やリサイクル	1	4
3	水辺や水路の清掃	3	5
4	地域の緑化や花いっぱい運動	4	3
5	不法投棄防止パトロール	5	6

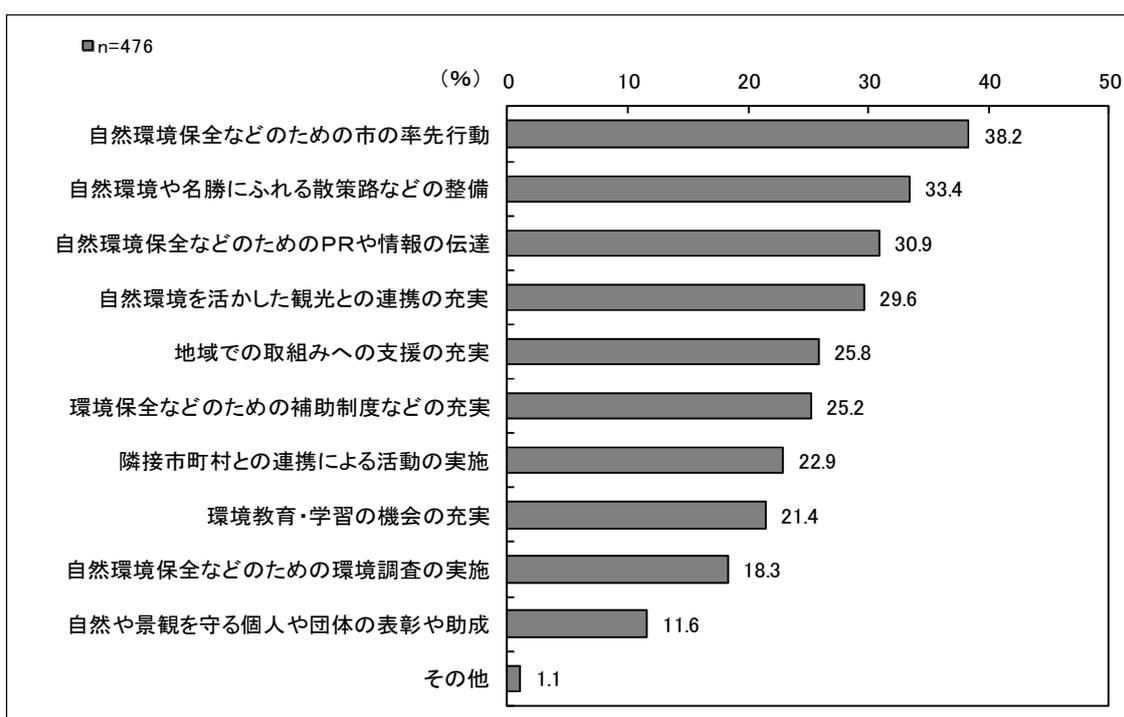
市内中学生の第2位は「公園・運動場の清掃や管理」

5) 豊かな自然環境を守り育てるために必要な取組み

豊かな自然環境を守り育てるために必要な取組みでは、市民の第1位は「自然環境保全などのための市の率先行動 (38.2%)」、第2位は「自然環境や名勝にふれる散策路などの整備 (33.4%)」、第3位は「自然環境保全などのためのPRや情報の伝達 (30.9%)」でした。

事業者と市内中学生の回答も全般的には市民と類似していますが、市民の第1位の「自然環境保全などのための市の率先行動」は市内中学生では第8位でした。

【市民】



市民の順位	項目	事業者の順位	市内中学生の順位
1	自然環境保全などのための市の率先行動	1	8
2	自然環境や名勝にふれる散策路などの整備	3	2
3	自然環境保全などのためのPRや情報の伝達	4	3
4	自然環境を活かした観光との連携の充実	2	1
5	地域での取組みへの支援の充実	6	4

事業者の第5位は「環境保全などのための補助制度などの充実」

市内中学生の第5位は「環境教育・学習の機会の充実」

4. 環境への取組みの方向

本市の地域特性、地球温暖化*に代表される社会情勢、環境に関する市民、事業者、市内中学生へのアンケートによる意識・行動などを踏まえ、以下に本計画策定にあたっての「環境への取組みの方向」を示します。

○自然環境などと共生した社会の形成

本市は、美しい田園風景とそれを構成する自然環境の豊かさが最大の特徴です。こうした自然環境と農村環境、沿道環境の保全や創造、まちなみ景観や歴史的文化的景観の保全などと共生した社会の形成が求められます。

○持続可能な社会の形成

本市の平成24年度の二酸化炭素排出量は、基準年の平成2年に比べ12.6%増加しました。増加が大きいのは、家庭部門、業務部門と運輸部門の旅客です。

従来の身近な地域環境から、近年は地球環境についても市民や事業者が考えていかなければならない時代になっています。二酸化炭素に代表される温室効果ガス*の削減などの地球温暖化対策により、持続可能な社会を目指すことが必要です。東日本大震災の影響により電力事情が大きく変化しましたが、省エネルギー*や太陽光などの再生可能エネルギー*の利用の促進、二酸化炭素の削減とも密接な関係にある廃棄物の適正処理やリサイクルの推進も求められます。

○生活の安全・安心の確保

健康で安全・安心に暮らせる環境であるためには、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの公害防止対策の充実が基本です。アンケートの自由意見で多く見られるごみのポイ捨てや不法投棄、野焼き（わら焼など）、高齢化などに伴う空き家や耕作放棄地など、市民の生活環境の維持、向上も求められます。

○環境づくりの取組み

本市の望ましい環境づくりのためには、行政ばかりでなく、市民や事業者の協力による環境保全の推進が必要です。そのためには、環境保全活動の普及・啓発、適切な環境情報の伝達・共有、環境教育・学習の推進が必要です。

併せて、環境に配慮した事業活動の支援や行政による環境対策の率先実行も求められます。



ベンセ湿原

第3章 計画の目標



1. 望ましい環境像

恵まれた自然と文化を未来に語りつぐ誇りあるまち つがる市

「望ましい環境像」とは、“目指すべき将来のつがる市の環境の姿”です。

本市は、「新田の歴史が彩る 日本のふるさと」を基調とし、豊かな自然環境のもと農業振興を中心に発達してきました

恵まれた自然環境と美しい田園風景、新田の歴史や伝統を誇りとして守り・育て、未来の子どもたちに引き継いでいくことが望まれます。市民、事業者と市が連携・協働して「望ましい環境像」の実現を目指します。

この「望ましい環境像」は、「つがる市環境基本条例」の3つの基本理念に合致した“将来のつがる市の環境像”です。

2. 環境目標

本市の「望ましい環境像」である『恵まれた自然と文化を未来に語りつぐ誇りあるまち つがる市』を目指し、環境課題を解決するために、「環境への取組みの方向」（第2章4参照）に対応し4つの分野ごとの基本となる目標＝「環境目標」を定めます。

- 環境目標Ⅰ つがるの自然環境を伝える環境づくり
（「自然環境などと共生した社会の形成」に関する分野）
- 環境目標Ⅱ 環境への負荷の少ない生活環境づくり
（「持続可能な社会の形成」に関する分野）
- 環境目標Ⅲ 安全・安心で快適な暮らしづくり
（「生活の安全・安心の確保」に関する分野）
- 環境目標Ⅳ みんなで創り、取り組むまちづくり
（「環境づくりの取組み」に関する分野）

この「環境目標」の実現の手段が「主な施策」です。これらの「望ましい環境像」、「環境目標」、「主な施策」の関連を次節に“施策の体系”として示します。4つの「環境目標」は、相互に結び付き推進することが必要です。

3. 施策の体系

望ましい 環境像	【環境目標】	【主な施策】
恵まれた自然と文化を未来に語りつぐ誇りあるまち つがる市	<p>I つがるの自然環境を伝える 環境づくり</p> <p>(「自然環境などと共生した 社会の形成」に関する分野)</p>	<p>I-1. 農業振興による地域環境の保全と整備</p> <p>I-2. 自然風景や歴史文化遺産、地域産業を 活かした観光開発</p> <p>I-3. 景観の保全と形成</p> <p>I-4. 公園・緑地の整備</p> <p>I-5. 住環境の整備</p>
	<p>II 環境への負荷の少ない 生活環境づくり</p> <p>(「持続可能な社会の形成」 に関する分野)</p>	<p>II-1. エネルギー対策の推進</p> <p>II-2. 地球温暖化防止対策の取組み</p> <p>II-3. ごみの減量化とリサイクル</p>
	<p>III 安全・安心で快適な 暮らしづくり</p> <p>(「生活の安全・安心の確保」 に関する分野)</p>	<p>III-1. 水環境の保全</p> <p>III-2. 大気汚染・悪臭対策、不法投棄などの 防止対策</p>
	<p>IV みんなで創り、取り組む まちづくり</p> <p>(「環境づくりの取組み」 に関する分野)</p>	<p>IV-1. 環境教育・学習機会の充実</p> <p>IV-2. 環境情報の提供</p> <p>IV-3. 環境保全活動の推進</p>

第4章 施策の展開



環境目標Ⅰ つがるの自然環境を伝える環境づくり

（「自然環境などと共生した社会の形成」に関する分野）

本市は、農業を中心とした美しい田園風景とそれを構成する自然環境の豊かさが最大の特徴です。こうした田園風景のもととなる農業振興による地域環境の保全、自然風景や歴史文化遺産などを活かした観光開発、景観の保全と形成、公園や緑地の整備、住環境の整備を推進します。

Ⅰ－１．農業振興による地域環境の保全と整備

《施策の背景、現状と課題など》

本市の基幹産業である第一次産業は、平野部の稲作、丘陵部のりんご、屏風山地帯の畑作や内水面・沿岸漁業がその中核を成しています。農産物市場のグローバル化による価格への影響や担い手の高齢化など、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。地域環境の保全や食の供給基地としても農業の振興、農産物の高付加価値化、地産池消*、食育推進*は不可欠です。

○つがるブランド認定制度

市内で生産、製造される農産物や食品について、市が独自の基準により認定を行っています。他産地とつがる市産の差別化・市場などでの評価が課題です。

つがるブランド認定状況

項目	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
農産物認定者	人	1,467	1,467	1,051	1,073	1,073
認定加工食品	点	12	13	12	13	12



日本最古のりんごの木

○メロン・スイカー坪、りんご一枝オーナー制度

本市産のメロン・スイカやりんごの周知・販路拡大のために、平成23年度から一坪地主・一枝オーナー制度と収穫体験を実施しています。首都圏での宣伝（新聞広告）、リピーターによる口コミにより、オーナー数は拡大しています。今後、オーナー制度の確立のためには、良品質農産物生産のさらなる向上が必要です。

メロン一坪、りんご一枝オーナー制度の参加者数

項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
メロン一坪地主数	口	718	1,171	1,599	1,634
収穫体験参加数	人	25	25	25	25
りんご一枝オーナー数	口	1,413	1,413	1,355	1,451
収穫体験参加数	人	25	25	30	25

○学校給食における地元農産物を用いた食育推進*

学校給食における地元農産物を利用した食育推進として、市により食材の補助を行っています。「つがるブランド推進」8品目*の使用を目指し、現在は、6品目を支援しています。収穫時に意図的に献立に反映させ、農協、食料提供者などと連携し、取組みを行っていますが、必要量の確保が課題です。また、食育の一環として、農業体験を行っています。

*「つがる市ブランド推進」8品目；香り高い砂丘「メロン」、ジューシーな「スイカ」、栄養たっぷりな「りんご」、甘〜い「トマト」、ふっくら艶やかな「お米」、食感の良い「ゴボウ」、砂地育ちの健康「ナガイモ」、シャキシャキ「ネギ」。この8品目が、つがる市マスコットキャラクター「つがるちゃん」に取入れられています。

学校給食における地元農産物の割合

項目	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
学校給食における地元農産物の割合	%	14.9	17.4	14.7	10.6	11.97

農業体験実施学校数

項目	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
農業体験実施学校数	校	11	11	11	11	11

【市民などの意識】

□本市の環境に対する満足度は、市民、事業者、中学生ともに第2位が「農用地や森林などの自然の豊かさ」です。重要度では、事業者が第4位、中学生が第3位です。

■中学生の意見；森田は森が多いのでやっぱり守っていく必要があると思う。

■中学生の意見；つがる市には、歴史的なものや農業など、さかんなものがたくさんあると思う。それらを大切にしていきたい。

(環境に関する意識調査(アンケート)より)

【主な施策】

施策項目（担当課）	取組み内容
I-1-1 環境保全型農業*の推進 （地域ブランド対策室） （農林水産課）	<ul style="list-style-type: none"> ・有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培など、環境負荷の低減に配慮した農業生産を推進します。 ・つがるブランド認定制度による農産物生産においては、化学合成農薬成分使用回数を県慣行値より削減することとします。 ・水稲の稲わらを有効活用し、わら焼きを無くします。
I-1-2 メロン・スイカー坪、りんご一枝オーナー制度による良品質農産物の生産 （地域ブランド対策室）	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の自然などを活かしたイベントやオーナー制度などにより、都市住民などとの交流を促進します。 ・オーナー制度を推進し、高品質の農産物の生産を奨励します。
I-1-3 地元農産物を用いた「食育」の推進 （教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食において地元農産物を用いた「食育」を推進し、地元農産物への愛着を図ります。
I-1-4 森林の整備と保全 （農林水産課）	<ul style="list-style-type: none"> ・森林は、温室効果ガス*の吸収源対策の一つであり、防風、飛砂防止、自然景観保全など、将来の世代が森林の持つ多様な機能を享受できるよう、多様で健全な森林を整備・保全します。

【進行管理指標】

指標項目	現況値(平成26年度)
つがるブランド・農産物認定者数	1,073人
メロン一坪地主数	1,634口
りんご一枝オーナー数	1,451口
学校給食における地元農産物の割合	11.97%
農業体験実施学校数	11校

【市民・事業者の取組み】

《市民》

- 地元農産物を積極的に活用します。

《事業者（農業者含む）》

- 農薬や化学肥料の使用を減らすなど、環境保全型農業に取り組みます。

I-2. 自然風景や歴史文化遺産、地域産業を活かした観光開発

《施策の背景、現状と課題など》

古代のロマンあふれる縄文時代の遺跡や出来島海岸の埋没林をはじめ、屏風山地帯のベンセ湿原など数多くの池沼群、日本最古のりんごの木、日本海を臨む七里長浜などの観光資源を有し、平成26年には約83万人（延べ）の観光客が訪れています。

地域の物品販売の「つがる市柏特産品直売所」に23.4万人、次いで「道の駅もりたアーストップ」に21.1万人、「むらおこし拠点フラット」に10.0万人です。観光地点では、高山稲荷神社に11.4万人が訪れています。行催事・イベントでは、馬市まつり*に3.2万人が参加しています。

近年、特産品直売所の客数は増加したものの他の観光地点では観光客数が減少傾向にあり、本市特有の自然環境や産業を活かした観光振興が課題です。

*屏風山湿原池沼群（平滝沼・ベンセ湿原・コケヤチ湿原など）は、「日本の重要湿原500」に選定されています。

観光入込客数（延べ人数）
（単位：千人）

観光地点、行催事・イベントなど	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
つがる市 【観光地点の計】	791	740	760	757	825
【観光地点】					
平滝沼公園	81	36	26	20	19
出来島埋没林	17	19	20	1	11
ベンセ湿原	36	35	34	34	33
高山稲荷神社	109	132	138	124	114
つがる地球村スポーツパーク	38	41	42	41	47
マグアビーチ	12	13	13	13	11
柏ロマン荘	13	13	13	13	13
稲垣温泉ホテル花月亭	11	5	4	5	5
道の駅もりたアーストップ	209	198	211	217	211
森のレストランライアン	46	24	26	25	27
むらおこし拠点フラット	107	104	110	107	100
柏特産品直売所	112	120	123	157	234
【行催事・イベント】					
馬市まつり	64	72	77	27	32
つがる市ネブタまつり	7	11	11	11	12
《参考》青森県の観光地点の計	34,213	31,543	32,954	33,174	33,961

（資料：平成26年青森県観光入込客統計、青森県観光国際戦略室、平成27年10月）

○市内の名所、史跡を巡るバスツアー

つがる市観光協会が事業主体となり、本市の美しい自然風景や当地域特有の地吹雪体験、七里長浜、縄文遺跡などの観光資源を県内外に情報発信を行い、観光客の誘客に繋がるような広報・宣伝活動を実施しています。近年、参加者が減少傾向にあり、新たな観光ルートや参加者の掘り起こしが課題です。

○イベントや祭りの開催・協賛

馬市まつり*をはじめ、チェスボローカップ水泳駅伝*を開催・協賛し、魅力ある祭りとして盛り上げ、県内外にアピールを行っています。

【市民などの意識】

□関心のある環境問題は、事業者の第3位が「生態系の維持・形成」、第4位が「自然環境の保全・再生」です。

□本市の環境に対する満足度は、市民、中学生ともに第3位が「歴史的な資源の保全」です。

□豊かな自然環境を守り育てるために必要な取組みでは、「自然環境や名勝にふれる散策路などの整備」が市民、中学生の第2位、事業者の第3位です。「自然環境を活かした観光との連携の充実」が市民の第4位、事業者の第2位、中学生の第1位です。

■市民の意見；本市の自然環境（遺跡や津軽平野の田園風景など）をもっとアピールして、県外の人とも交流できるしくみや取組みが必要だと考えます。

■市民の意見；市と市民が一緒になって道路の整備や観光地をもっと増やして欲しい。

■事業者の意見；里山、湖沼を公私有地に問わず保護、整備の必要があると思う。

（環境に関する意識調査（アンケート）より）



馬市まつり



高山稲荷神社

【主な施策】

施策項目（担当課）	取組み内容
I-2-1 地域特性を活かした観光開発 （商工観光課）	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の美しい自然風景や当地域特有の地吹雪体験、七里長浜、縄文遺跡などの地域資源を活かした観光ルートなどを開発します。 ・太宰治のゆかりの地など、本市の埋もれた歴史文化遺産を掘り起し、文化活動や教育をはじめ、地域に根付いた観光資源として育てます。 ・石神遺跡の国史跡指定を目指すなど、地域の貴重な歴史文化財の指定を促進し、その保護と地域資源として有効活用します。
I-2-2 観光インフラ・レクリエーション施設の整備 （商工観光課）	<ul style="list-style-type: none"> ・観光資源間のアクセス道路の整備や案内看板を設置し、来訪者が円滑に移動できるようにします。 ・既存施設などを整備し、来訪者の快適な滞在と安全の確保に努めます。
I-2-3 グリーンツーリズムなどの展開のための環境の整備 （農林水産課、商工観光課）	<ul style="list-style-type: none"> ・農業と観光との連携によるグリーンツーリズムなどの展開のためにハード・ソフト両面における環境を整備します。
I-2-4 縄文遺跡群の世界文化遺産登録への推進 （教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ・縄文遺跡群などの地域の歴史的遺産や文化財を教育資源や観光資源として活用するとともに、縄文遺跡群の世界文化遺産登録に向けた気運を醸成し、登録を目指します。
I-2-5 生態系の保全 （環境衛生課）	<ul style="list-style-type: none"> ・湿原や国定公園の維持管理に際し、国、県と連携し、生態系保全、生物多様性の観点から適正に保全するとともに、その機能が劣化している場合には再生します。 ・ベンセ湿原などの池沼群の周辺土地利用を規制・誘導するなど、自然環境を保全します。

【市民・事業者の取組み】

《市民》

- 歴史・文化を理解するイベントに積極的に参加し、文化財などへの理解を深めます。

《事業者》

- 開発などを行う際は、歴史的文化的遺産などの保護、保全に配慮します。

I-3. 景観の保全と形成

《施策の背景、現状と課題など》

「日本のふるさと」といえる新田開拓を成し遂げた祖先から受け継がれた伝統文化やどこか懐かしい田園風景と気候風土が本市の景観の特徴です。自然環境や農業、風景などに対する誇りを醸成し、守り・育てることが課題です。

○商店街活性化イベント事業

中心市街地の活性化の一環として、商店街の施設整備や景観形成の促進を支援しています。有楽町商店街において、「夜店まつり」を復活し、真夏の夜の中心商店街のにぎわいを取り戻すために、歩行者天国として各種イベントを開催し、にぎわい創出、活性化を図っています。

【市民などの意識】

□本市の環境に対する満足度は、市民、事業者、中学生ともに第1位が「田園風景の美しさ」です。

□「まちなかの景観の良さ」は、本市の環境に対する満足度で市民が下から第3位、事業者が最下位です。重要度では、事業者が第5位です。優先度では、全体で第3位、市民が第4位、事業者が第2位、中学生が第5位です。

■市民の意見；各家庭の庭木、果物の枝が道路まではみ出している。落葉を掃く、枝の伐採など、まずは個人のモラルが環境も良くしていくのではないですか。他県から来た人も気持ち良くドライブできると思います。

(環境に関する意識調査(アンケート)より)

【主な施策】

施策項目(担当課)	取組み内容
I-3-1 自然と調和した景観の形成 (企画調整課、農業委員会)	<ul style="list-style-type: none">・自然環境の保全に留意した土地利用を促進します。・自然環境と都市機能が共生し、農用地と市民生活が調和した潤いのある良好な景観を形成します。・地域の特性を踏まえた農村景観を保全するとともに、田園地帯に広がる水田や農村集落は、本市を象徴する広大でゆとりのある「日本のふるさと」の田園風景として、景観眺望を保全します。

施策項目（担当課）	取組み内容
I-3-2 市街地などの景観の形成 （商工観光課）	<ul style="list-style-type: none"> ・県の景観条例に基づき、市全体で統一感のある景観を形成します。 ・商店街のにぎわい、活性化のために、中心商店街の施設整備や景観形成の促進を支援します。 ・大型商業施設の立地する商工業拠点ゾーン*を他の園域から来市する際の入口にあたることから、本市の「顔」として、自然と調和した景観や地域のイメージを配慮した街並みを整備します。 <p>*国道101号沿線と県道妙堂崎五所川原線周辺地域（「つがる市総合計画」土地利用構想によるゾーンの一つ）</p>
I-3-3 低未利用地などの有効活用 （農業委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ・低未利用地は、居住用地、事業用地、農用地などとして再利用を推進します。 ・耕作放棄地は、所有者などによる適切な管理の働きかけとともに、多様な主体の参画などにより、農用地として活用を図ります。
I-3-4 道路の景観の形成 （商工観光課）	<ul style="list-style-type: none"> ・点在する観光施設の案内板のサインを観光客にわかりやすいデザインにするとともに、デザインの統一、特色のあるデザインにするなど、本市のPRに活用します。

【進行管理指標】

指標項目	現況値(平成26年度)
耕作放棄地面積	96.3ha

【市民・事業者の取組み】

《市民》

- 周囲の景観に配慮した建物などの建築に努めます。
- 敷地内の樹木、生垣や草花などを適切に維持管理し、街中にうるおいをもたらすよう努めます。

《事業者（農業者を含む）》

- 看板や広告などの設置にあたっては、周辺の景観と調和するように配慮します。
- 休耕田や休耕地に花を咲かせるなど、景観形成に努めます。

I-4. 公園・緑地の整備

《施策の背景、現状と課題など》

○都市公園の環境整備

緑を身近に感じられる場、地域レクリエーションの場として、都市公園（銀杏ヶ丘公園、松原公園、中央公園）の環境を整備しました。

公園内の遊具が老朽化し、安全性や遊具の更新などが課題です。また、災害時の一時避難地や地域住民の健康、安全・安心の場としての整備や管理が求められています。

公園の状況 (単位：m²)

公園区分	名称※	面積
都市公園	銀杏ヶ丘公園	11,637
	松原公園	2,718
	中央公園（きのこ公園）	3,100
	亀ヶ岡公園	80,000
	つがる地球村	96,000
公園	あかね公園	5,122
	高山小公園	8,836
	平滝沼公園	90,948
	豊富市民公園	28,750
	ふぁみりい公園	15,521
	縄文公園	2,051
	その他の公園2か所計	2,157
農村公園	吹原農村公園	2,091
	相野農村公園	2,888
	桑野木田農村公園・運動公園	2,520
	玉水農村公園	2,828
	広須農村公園	3,234
	再賀農村公園	3,119
	家調農村公園	3,114
	繁田農村公園	2,847
	前村農村公園	7,500
	牛瀨農村公園	2,873
	富范農村公園	35,000
	下牛瀨農村公園	12,161
	車力農村公園	28,617
	その他の農村公園10か所計	10,187
	河川公園	岩木川河川公園
みずべのわんぱく広場		30,158
山田川河川公園		4,668
計		648,841

※面積が2,000m²以上の公園名称を表示。

都市公園保全管理の状況

項目	単位	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
都市公園保全管理	円	1,680,000	2,000,250	1,760,850	1,596,000	1,641,600

○河川公園の環境整備

地域住民の憩いの場やスポーツ・交流の場として良好な環境を提供するために、岩木川河川公園、みずべのわんぱく広場、山田川河川公園の環境を整備しました。今後も地域住民に豊かな自然とふれあうことができる環境の提供が必要です。異常気象による大雨で、今まではなかった河川公園への浸水が懸念されます。

河川公園の環境管理の状況

項目	単位	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
岩木川河川公園管理	円	2,112,600	2,271,150	2,219,150	2,408,700	2,619,000
みずべのわんぱく広場管理	円	1,232,700	1,295,700	1,468,950	1,570,800	1,468,800
山田川河川公園管理	円	136,500	136,500	136,500	136,500	151,200

【市民などの意識】

- 関心のある環境問題は、中学生の第5位が「公園や緑地の整備」です。
- 本市の環境に対する満足度は、中学生の第4位が「公園や街路樹などの緑の多さ」です。
- 「子どもたちの遊ぶ場所の多さ」は、市民、中学生ともに最下位、事業者が下から第3位です。重要度では、市民が第1位、中学生が第4位です。優先度では、全体で第2位、市民、中学生がともに第1位、事業者が第6位です。
- より良い環境のために市民・事業者と市が協力すべき取り組みでは、中学生の第2位が「公園・運動場の清掃・管理」です。
- 市民の意見；子どもが遊ぶ、集まる、騒ぐ場所がない。暇な土地は余るほどあるのに。
- 中学生の意見；森なども大事だが、公園などの簡単にみんなが入れる所の少なさと、その場所の掃除が必要。

(環境に関する意識調査(アンケート)より)

【主な施策】

施策項目（担当課）	取組み内容
I-4-1 公園・緑地の整備・管理 （建築住宅課、農村整備課、 商工観光課）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の健康・安全・安心の場や災害時の一時避難地として、公園・緑地を整備・管理します。 ・自然環境を活かした公園・緑地を整備し、自然に親しみ、安らぐことができる場を提供します。 ・公園内の老朽化した遊具などの安全性を点検し、更新します。
I-4-2 公園・緑地の地域住民による管理の促進 （建築住宅課、農村整備課、 商工観光課）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民による公園・緑地の維持・管理を促進し、市民が気軽に集い安心して遊べる場の確保と愛着を醸成します。

【進行管理指標】

指標項目	現況値(平成 26 年度)
公園か所数・面積	39 か所、64.9 h a

【市民・事業者の取組み】

《市民》

- 公園などの適切な維持管理に協力します。

《事業者》

- 工場や事業所の緑化に努めるとともに、適正に維持管理します。



つがる地球村

I-5. 住環境の整備

《施策の背景、現状と課題など》

○公営住宅の建て替え

公営住宅の桜木団地・木造若緑団地は、下水道などが整備されてなく最低居住水準を下回っており、公営住宅整備基準に適合していないため、団地から退居後は、政策空き家としています。

桜木団地は、簡易耐火構造平屋の34棟、154戸すべてが耐用年数を超え最低居住水準も下回り、倒壊する危険性もあり、建替を平成25年度から実施しています。8年計画で225戸の団地の建て替えを実施する予定です。

公営住宅の目的である低所得者への住宅供給、若者を定着させることによる人口減少の歯止めなどを目的に、桜木団地や木造若緑団地の計画的な整備が必要です。

【市民などの意識】

■市民の意見；住民の高齢化にともない、農耕地の廃棄や廃屋の出現を目の当たりにするとき、将来のつがる市の地場産業や市街地の景観がどのように変わっていくのかと気になります。

(環境に関する意識調査(アンケート)より)

【主な施策】

施策項目(担当課)	取組み内容
I-5-1 公営住宅の建て替え (建築住宅課)	・桜木団地、木造若緑団地を計画的に整備します。
I-5-2 良好な住宅団地の形成 (建築住宅課)	・宅地開発に対し、良好な住宅団地の形成に誘導します。
I-5-3 空き地・空き家対策 (総務課)	・既成市街地の空き家・空き地などの計画的な宅地利用に誘導し、新たな市街地の拡大を抑制します。

【進行管理指標】

指標項目	現況値(平成26年度)
空き家数	293軒

【市民・事業者の取組み】

《市民・事業者》

- 住宅、工場・事業所を適正に維持管理します。

環境目標Ⅱ 環境への負荷の少ない生活環境づくり

（「持続可能な社会の形成」に関する分野）

二酸化炭素に代表される温室効果ガス*の削減などの地球温暖化*対策により、持続可能な社会を目指すことが必要です。太陽光発電などの自然エネルギーの導入や省エネルギー*の促進、市を中心とした環境負荷の少ない率先行動、市民の日常的な対応のほか、二酸化炭素の削減とも密接な関係にある廃棄物の適正処理や減量化・リサイクルを推進します。

Ⅱ－１．エネルギー対策の推進

《施策の背景、現状と課題など》

地球温暖化防止対策などのために、住宅用太陽光発電システム*導入の支援を行っています。

風力やバイオマス*、地熱など、本市の自然を活かした環境負荷の少ないクリーンエネルギーの活用をめざしており、平成28年度を目標に民間による風力発電の設置計画が進んでいます（平成28年1月現在の計画数、木造・牛潟地区：55基、稲垣地区：1基）。

○住宅用太陽光発電システム導入の支援

二酸化炭素の排出を抑制し環境にやさしいまちづくりを推進するため、個人住宅用の太陽光発電システムを導入する場合、設置費用の一部を補助しています。毎年20件程度の補助金交付を予定しています。

補助金額は、平成27年の時点で最大出力値1キロワット当たり3万円（上限12万円）です。

（資料：市ホームページ 住宅用太陽光発電システム導入支援事業補助金のご案内）



太陽光発電パネル（稲垣交流センター）

【市民などの意識】

- 関心のある環境問題は、市民の第6位が「再生可能エネルギーの推進」です。
- 「再生可能エネルギーの取組み」は、本市の環境に対する満足度で市民、事業者ともに下から第2位です。重要度では、市民が第2位、事業者が第1位、中学生が第7位です。優先度では、全体で第1位、市民が第2位、事業者が第1位、中学生が第6位です。
- 「省エネルギーの取組み」は、本市の環境に対する重要度では、事業者が第3位です。優先度では、全体で第4位、市民が第6位、事業者が第3位、中学生が第7位です。
- 日常的に行っている環境に対する取組みでは、中学生の第4位が「節水している」です。
- 市民の意見；エネルギー対策や環境に関する情報や取組みの姿勢が見えない。まず街づくりをどうするか、毎年同じ様で前進している姿が見られない。

(環境に関する意識調査(アンケート)より)

【主な施策】

施策項目(担当課)	取組み内容
Ⅱ-1-1 自然エネルギーの活用促進 の検討 (企画調整課)	<ul style="list-style-type: none">・ 風力やバイオマス*、地熱など、本市の自然の力を活用した環境負荷の少ないクリーンエネルギーの活用を推進します。・ 個人住宅用の太陽光発電システム*を導入する場合、設置費用の一部を補助します。

【進行管理指標】

指標項目	現況値(平成26年度)
住宅用太陽光発電システム設置の補助件数	3件

【市民・事業者の取組み】

《市民》

- 太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの導入に努めます。
- 電気・ガス・灯油などのエネルギーの節約を心がけます。

《事業者》

- 節電対策など、省エネルギーを意識した事業活動に取り組みます。
- 省エネルギー機器や高効率機器の導入、設備の高効率化に努めます。

Ⅱ－２．地球温暖化防止対策の取組み

《施策の背景、現状と課題など》

○「つがる市地球温暖化対策推進実行計画」に基づく地球温暖化*防止対策

地球温暖化防止のため京都議定書*では、平成20年から平成24年までに国の温室効果ガス*の排出量を平成2年比で6%削減するとしたことから、本市も平成24年度までに平成19年度を基準として二酸化炭素を6%削減することを目標として、「つがる市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」を策定しました。

この計画に基づき、パソコンなどのOA機器の適正利用、こまめな消灯、事務室の照明の点灯時間の短縮、適切な空調管理、環境に配慮した設備運転、公用車の省エネルギー*運転、職員はエレベーターを使用しないなどの取組みを実施しています（第2章2（3）行政による率先導入・率先行動を参照）。

今後は、本庁舎以外の出張所、保育所、学校など、市のすべての事務・事業へと拡大します。市内の事業者や市民に対し、温室効果ガス排出の抑制について、関心を高めていくことが課題です。

「つがる市地球温暖化対策推進実行計画」による温室効果ガス削減実績

項目	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
温室効果ガス(CO ₂)	%	△6.8	△2.2	△7.0	△59.2

※数値は、平成19年度比です。

- ・平成20年度から平成22年度までの対象施設は、市役所本庁舎、各支所（旧村役場）4施設、生涯学習交流センター「松の館」、つがる成人病センターの計7施設です。
- ・平成23年度の対象施設は、森田支所が閉鎖により除外され、計6施設です。
- ・平成24年度の対象施設は、つがる成人病センターがつがる西北五広域連合に組み込まれたため除外され、計5施設のため、削減率が大幅に減少しました。

【市民などの意識】

- 関心ある環境問題は、市民、事業者、中学生ともに「地球温暖化」です。
- 日常的に行っている環境に対する取組みでは、「使用していない照明などをこまめに消す」が市民の第2位、事業者の第1位、中学生の第3位です。「車の運転はできるだけアイドリングを控える」が事業者の第2位です。
- 中学生の意見；私達はもっと、ごみの分別や節水など取り組んでいけばいいと思います。小さいことからでも、取り組んでいくことが大切だと思います。
- 中学生の意見；エアコンをこまめに消したり、照明はLEDを使うなど、「節エネ」を心がける。

（環境に関する意識調査（アンケート）より）

【主な施策】

施策項目（担当課）	取組み内容
Ⅱ－２－１ 「つがる市環境保全率先行動計画」に基づく率先した環境配慮行動 （環境衛生課）	・市の事務・事業において、「つがる市環境保全率先行動計画（つがる市地球温暖化対策推進実行計画）」に基づき、物品などの調達にあたっての配慮、省エネルギー*対策、省資源対策などの環境配慮行動を市が率先して取り組みます。
Ⅱ－２－２ 環境負荷の軽減に向けた取組みの啓発 （環境衛生課）	・日常生活でのごみの分別やクールビズ、買い物袋の持参など、地球にやさしい生活への意識を醸成します。 ・企業活動での環境負荷の軽減に向けた取組みを啓発します。
Ⅱ－２－３ 公共交通機関の利用促進 （環境衛生課）	・環境負荷の軽減などの視点から、バスや鉄道などの公共交通機関の利用をPRし、促進します。
Ⅱ－２－４ 環境に配慮した公共工事の実施 （環境衛生課）	・周辺環境への影響の少ない工法の採用、再生建築材の使用、建築副産物の再生利用など、計画段階から施工時まで環境に配慮した公共工事を行います。
Ⅱ－２－５ イベントにおける環境への配慮 （商工観光課）	・イベント開催にあたっては、イベント自体の開催目的を損なわない範囲で環境に配慮するとともに、来場者に対しても環境への配慮を呼びかけます。

【進行管理指標】

指標項目	現況値(平成24年度)
本市の温室ガス削減割合	△59.2

※数値は、平成24年度における平成19年度比です。

【市民・事業者の取組み】

《市民・事業者》

- 環境負荷の少ない製品やエコマーク・グリーンマークのついた商品の使用に努めます。
- 照明器具の交換の際は、LED照明などの省エネルギー機器の導入に努めます。

《事業者》

- 物流の効率化を図り、車両の走行量を抑制します。

Ⅱ－３．ごみの減量化とリサイクル

《施策の背景、現状と課題など》

本市では、ごみの収集や資源ごみの再資源化を民間に委託しています。可燃ごみは西北五環境整備事務組合西部クリーンセンターで焼却処理し、不燃ごみは木造稲垣一般廃棄物最終処分場、森田一般廃棄物最終処分場、車力一般廃棄物最終処分場の3処分場で埋立て処分しています。

最終処分場の延命化と資源ごみの有効活用のために、あらたに使用済み小型家電リサイクル*と不要になった衣類の回収を行っています。

○ごみ排出量とリサイクル

住民一人1日あたりのごみ排出量が増加傾向で、リサイクル率は減少傾向です。ごみの減量化とリサイクルの推進が課題です。

ごみ排出量とリサイクル率

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
一人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	745	757	822	853	835
一般廃棄物リサイクル率(%)	18.2	18.4	17.9	17.4	16.4

○ごみ分別排出の普及啓発

ごみの分別方式を「ごみ分別の手引き」の各戸配布や広報などにより啓発しています。12分別での排出により、資源ごみの効率的な再資源化や適正処理を促し、廃棄物の減量を図っています。

○生ごみ処理機器の購入費助成

ごみの再資源化・減量化の推進のために、生ごみ処理機器の購入費助成を行っています。

生ごみ処理機器購入費助成実施状況

項目	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
コンポスト(3,000円/台)	1	0	0	1	1
電気式(10,000円/台)	0	1	1	2	0

○古紙のリサイクル回収

平成 26 年度は、3 か所で古紙を回収（無料）し、計 83,566Kg をリサイクルしました。

《古紙リサイクル回収拠点》

- ・つがる環境協議会 事業系古紙回収リサイクルシステム 平成 19 年 10 月 1 日に設置
- ・古紙リサイクルステーション 平成 22 年 9 月 14 日にイオン柏内に設置
- ・古紙リサイクルセンター 平成 24 年 12 月 1 日に民間処理業者地内に設置

古紙のリサイクル回収事業の実績

項目	単位	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度	平成 26 年 度
つがる環境協議会	kg	9,553	9,044	11,870	15,899	23,247
古紙リサイクルステーション (イオン柏内)	kg	2,560	4,356	4,599	4,078	5,353
古紙リサイクルセンター (民間処理業者地内)	kg	0	0	13,556	53,629	54,966
計	kg	12,113	13,400	30,025	73,606	83,566

【市民などの意識】

- 関心ある環境問題は、市民の第 2 位、事業者の第 1 位、中学生の第 3 位が「ごみの減量化とリサイクル」です。
- 「ごみの減量・リサイクルの取組み」は、本市の環境に対する満足度で市民が第 4 位、中学生が第 5 位です。重要度では、市民が第 4 位、事業者が第 2 位、中学生が第 1 位です。優先度では、全体で第 5 位、市民が第 8 位、事業者が第 4 位、中学生が第 4 位です。
- 日常的に行っている環境に対する取組みでは、「ごみは決まりどおりに分別している」が市民の第 1 位、中学生の第 2 位です。「買い物袋を持ち歩いている」が市民の第 3 位です。
- より良い環境のために市民、事業者と市が協力すべき取組みでは、市民の第 2 位、事業者の第 1 位、中学生の第 4 位が「資源回収やリサイクル」です。
- 市民の意見；家庭内でのごみの分別化の徹底。それに伴う資源ごみの活用を広報にて掲示。ごみマナーの教育。ごみ拾いボランティアの充実。

(環境に関する意識調査(アンケート)より)

【主な施策】

施策項目（担当課）	取組み内容
II-3-1 適正な処理体制・処理施設の整備 （環境衛生課）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の多様化や処理量の増加に対応するため、広域的な枠組みによる適正な処理体制を整備します。 ・既存の最終処分場を適正に維持管理するとともに、延命化による有効利用を図りつつ計画的に更新します。 ・広域によるリサイクル施設整備を検討します。
II-3-2 ごみの排出抑制・リサイクルの推進 （環境衛生課）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や一般家庭などにごみを出さない工夫や再使用、分別の徹底などを働きかけ、ごみの排出を抑制します。 ・広報紙や「環境審議会」などを通じた啓発活動により、各種資源ごみ分別（可燃ごみ・不燃ごみへの混入の防止など）を徹底します。 ・「ごみ分別の手引き」の各戸配布や広報などにより適正なごみ分別方法を普及・啓発します。 ・分別排出の推進のために、指定ごみ袋による有料化の是非について検討します。 ・生ごみ処理機器の購入に際し、購入費を助成します。 ・古紙の回収拠点を整備し、リサイクルを推進します。 ・大型小売店舗でのプラスチックトレイや牛乳パックの回収ボックス設置を呼びかけ、リサイクルを推進します。 ・小売業者への協力のもと簡易包装を推進します。

【進行管理指標】

指標項目	現況値(平成 26 年度)	備考
一人 1 日あたりのごみ排出量	835 g / 人・日	
一般廃棄物リサイクル率	16.4%	
生ごみ処理機器購入費助成件数	1 件	コンポスト 1 件
古紙のリサイクル回収事業の実績	83,566 kg	

【市民・事業者の取組み】

《市民・事業者》

- ごみを適正に分別し、ごみの減量とリサイクルに努めます。
- リサイクル製品の購入やグリーン購入に努めます。

《市民》

- 資源ごみの回収など、地域の活動に進んで参加します。
- 生ごみをたい肥化し、家庭菜園などで有効利用します。

《事業者》

- プラスチックトレイや牛乳パックの回収ボックスの設置に協力します。
- 自己処理責任による事業系ごみの適正処理に取り組みます。

環境目標Ⅲ 安全・安心で快適な暮らしづくり

（「生活の安全・安心の確保」に関する分野）

健康で安全・安心に暮らせる環境であるために、下水道整備などによる水環境の保全、大気汚染や悪臭対策を推進します。アンケートの自由意見で多く見られるごみのポイ捨てや不法投棄、野焼き（わら焼など）などへの対策を推進します。

Ⅲ－１．水環境の保全

《施策の背景、現状と課題など》

○河川の水質

岩木川水域の平成26年度のBOD*（75%値）は、環境基準を達成しました。山田川水域では、3調査地点のうち1地点で環境基準未達成でした。

河川におけるBOD（75%値） （単位：mg/ℓ）

河川名	測定地点名	環境基準 類型	環境 基準	年度				
				22	23	24	25	26
岩木川	○乾橋	A	2 mg/ℓ以 下	1.8	2.2	2.0	1.3	1.9
	三好橋	A		1.4	1.5	1.5	1.3	1.5
	神田橋	A		1.3	1.3	1.2	1.1	1.4
	○津軽大橋	B	3 mg/ℓ以 下	1.5	1.8	1.6	1.2	1.6
山田川	○新小戸六ダム	A	2 mg/ℓ以 下	3.8	1.5	1.5	0.9	0.8
	田光沼中央	A		2.4	5.5	3.0	3.3	1.6
	○車力橋	A		2.8	5.3	3.3	3.5	2.9

○印：環境基準点

（資料：平成27年版環境白書、青森県、平成27年11月）

○下水処理施設などの整備

本市の排水処理は、公共下水道事業と農業集落排水事業*、合併処理浄化槽事業*で行われています。平成27年3月31日現在の公共下水道の普及率（処理区域内人口／行政人口）は25.5%、農業集落排水事業の整備率（整備人口／行政人口）は39.7%です。

地区によって下水処理施設の普及率に差があり、各地区の現状を踏まえた効率のよい計画的な整備が必要です。

下水道は、供用区域内の住民が下水道に接続し利用することにより初めて機能が発揮されます。したがって、接続率の向上につながる施策も併せた整備が必要です。

公共下水道事業の状況（平成27年3月31日現在）

市名など	人口*1 千人	着工 年度	全体計画		整備状況			供用開始 年度
			処理 面積	処理 人口	整備 面積	処理区域 内人口	普及率	
			ha	千人	ha	千人	%	
つがる市	34.7	平成 3年度	498.8	10.2	395.9	8.8	25.5	平成10年 4月
県計	1,343.8	—	—	—	—	—	57.8	
市計	1,033.4	—	—	—	—	—	65.3	

*1：行政人口（住民基本台帳）27年3月31日現在

（資料：平成27年版環境白書、青森県、平成27年11月）

公共下水道の接続率

項目	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
供用区域内人口	人	3,848	4,232	4,407	4,233	4,428
接続率	%	44.2	49.8	52.5	48.2	48.0

農業集落排水事業の状況（平成27年3月31日現在）

市名など	行政人口 (千人)	整備人口 (千人)	整備率 (%)
つがる市	34.7	13.8	39.7
県計	1,343.8	—	8.4

（資料：平成27年版環境白書、青森県、平成27年11月）

○木造地区の下水道整備

木造地区の下水道未整備地区（連花田、林地区）の管渠整備と浄化センター水処理施設の増設工事（平成22年度まで）を実施し、公共用水域の水質保全などを図っています。

木造地区の下水道整備事業の状況

項目	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公共下水道木造地区 建設事業（管渠）	百万円	81	227	205	150	168

【市民などの意識】

- 関心ある環境問題は、市民の第4位、事業者の第6位、中学生の第4位が「水質汚濁」です。
- 「下水道などの排水処理対策」は、本市の環境に対する満足度で事業者が第3位です。重要度では、市民が第3位、事業者が第7位、中学生が第5位です。優先度では、市民が第5位です。
- 日常的に行っている環境に対する取り組みでは、「台所から油などを排水しないようにしている」が市民の第4位、「排水処理施設の維持管理と排水の適正処理」が事業者の第5位です。
- より良い環境のために市民、事業者と市が協力するべき取り組みでは、市民の第3位、事業者の第3位、中学生の第5位が「水辺や水路の清掃」です。
- 市民の意見；農業用水路を年に一度ぐらいいは清掃したらいいと思います。
- 市民の意見；下水道への接続を強く願います。

(環境に関する意識調査(アンケート)より)

【主な施策】

施策項目(担当課)	取り組み内容
Ⅲ-1-1 河川・水路などの適正な維持管理 (土木課)	<ul style="list-style-type: none"> ・河川氾濫地域、土砂災害危険箇所などの安全性の確保と農業用水路施設を適切に維持管理・更新します。 ・河川・水路などが持つ、自然の水質浄化作用、生物の多様な生息・生育環境、潤いのある水辺環境など多様な機能に配慮し、整備・維持します。
Ⅲ-1-2 下水処理施設の計画的な整備の促進 (下水道課)	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道、農業集落排水*、合併処理浄化槽*などの下水処理施設を地域の実状に即して計画的に整備します。 ・下水道未整備地区の管渠整備を実施し、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全などを図ります。 ・住民の理解を得ながら下水道供用区域内の下水道接続率を高めます。

【進行管理指標】

指標項目	現況値(平成26年度)
河川のBOD基準未達成地点数	1地点
水質関係の苦情件数	1件
公共下水道の普及率	25.5%
公共下水道の接続率	48.0%

【市民・事業者の取組み】

《市民・事業者》

- 公共下水道供用区域では、公共下水道への接続に努めます。
- 河川や水路の清掃など、良好な維持管理に進んで参加します。

《市民》

- 合併処理浄化槽*を適正に管理します。

《事業者》

- 排水処理施設の維持管理を行い、排水を適正に処理します。
- 水質汚濁関連の公害関係の法令・条例などを守り、事業活動を行います。



岩木川



下水処理施設（木造浄化センター）

Ⅲ－２．大気汚染・悪臭対策、不法投棄などの防止対策

《施策の背景、現状と課題など》

○不法投棄の防止対策

木造、森田、柏、稲垣、車力の各地区に「青森県廃棄物不法投棄監視員」を配置し、不法投棄の監視・パトロールを行っています。

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の実施に合わせ、毎年、５、６月に市職員が不法投棄の多い場所をパトロールしています。

不法投棄禁止立て看板の設置、監視カメラの設置、パトロールなどを実施しています。

【市民などの意識】

□関心ある環境問題は、「大気汚染」が市民の第３位、事業者の第７位、中学生の第２位です。「山林などへの廃棄物の不法投棄」が市民、事業者ともに第５位です。

□日常的に行っている環境に対する取組みでは、中学生の第１位が「ごみのポイ捨てはしない」です。

□より良い環境のために市民・事業者と市が協力するべき取組みでは、市民の第５位、事業者の第５位、中学生の第６位が「不法投棄防止パトロール」です。

■市民の意見；今一番の問題は不法投棄だと思う。粗大ごみや燃やせない物の収集があるにもかかわらずどこでも捨てる人がいて残念でならない。

■市民の意見；庭でごみを燃やす家庭を止めさせてほしい！「近所なので言いにくい」ということであぐらをかいている人が多い。燃えカスが庭に飛んで来て怖い。

■市民の意見；何とんでも、わら焼きの大気汚染をなくしてほしい。環境調査をして、どれだけ悪影響があるか知るべきだと思う。わら焼きのけむりで市街地までも白くなっている状況は改善していただきたい。つがる平野と岩木山の景観は素晴らしいものなので、農家の方に協力してほしい。

■中学生の意見；りんごの木、または“わら”をもやすときにプラスチックや有機物はもやさないでほしい（におい）。

（環境に関する意識調査（アンケート）より）

【主な施策】

施策項目（担当課）	取組み内容
Ⅲ－２－１ 野焼きや不法投棄の防止 （環境衛生課）	<ul style="list-style-type: none"> ・野焼きや不法投棄の防止に向け、市民意識を啓発するとともに、規制強化も視野に入れた防止対策を推進します。 ・各地区に「青森県廃棄物不法投棄監視員」を配置し、不法投棄の監視・パトロールをします。 ・「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の実施に合わせ、市職員が不法投棄の多い場所をパトロールします。

【進行管理指標】

指標項目	現況値(平成 26 年度)
大気汚染の苦情件数	5 件
悪臭の苦情件数	3 件

【市民・事業者の取組み】

《市民》

- ポイ捨てや不法投棄をしません。

《事業者（農業者を含む）》

- 焼却炉やボイラーは、適正な燃焼管理と排ガス処理を行います。
- 生産活動などで発生する悪臭により、近隣に迷惑をかけないようにします。
- ごみの自家焼却や野焼き（わら焼き）は行いません。
- 不法投棄の監視パトロールなどに協力します。



不法投棄パトロール

環境目標Ⅳ みんなで創り、取り組むまちづくり

（「環境づくりの取組み」に関する分野）

本市の望ましい環境づくりのために、環境教育・学習機会の充実、適切な環境情報の提供、市民、事業者と市の協力による環境保全活動を推進します。

Ⅳ－１．環境教育・学習機会の充実

《施策の背景、現状と課題など》

○社会科副読本の作成、活用

本市の地理や歴史、人々の生活を教材とした副読本を作成し、小学校３・４年生で学習する社会科の学習時間で活用しています。

社会科副読本配布数

項目	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
社会科副読本配布数	冊	350	370	330	224	255

○市内小学校の最終処分場の見学

ごみ処理の方法、ごみの分別などを社会科の学習で実施しています。その一環として、最終処分場の施設内の見学を行っています。まだ見学に来たことのない小中学校にもPRします。

市内小学校の最終処分場見学者数

項目	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
市内小学校見学者	人	150	150	121	113	78

【市民などの意識】

- 本市の環境に対する満足度では、「環境に関する学習の機会」が市民で下から第4位、事業者で下から第5位です。
- 豊かな自然環境を守り育てるために必要な取組みでは、「環境教育・学習の機会の充実」が中学生の第5位です。
- 市民の意見；つがる市に合った環境教育を子供から必要だと思います（つがる市独自の教育）。

（環境に関する意識調査（アンケート）より）

【主な施策】

施策項目（担当課）	取組み内容
IV-1-1 環境教育の推進による環境保全意識の啓発 （総務課、福祉課、教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育や生涯学習などによる環境教育を推進し、環境保全意識の啓発と知識を普及します。 ・気軽に環境美化活動やまちづくりに参加できるよう、ボランティア活動などの講座を開催します。
IV-1-2 学校教育における環境教育の促進 （教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の地理や歴史、人々の生活を教材とした社会科副読本を小学校3・4年生で学習する社会科の学習時間において活用し、郷土の自然や文化、環境を大切に守り伝えようとする意識と態度を育てます。 ・地域住民を講師として招いた学習会や環境美化活動への参加を取り入れるなど、地域社会と積極的に交流します。
IV-1-3 学校教育などを通じたごみ減量化・リサイクルなどの啓発 （教育委員会）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育などを通じた啓発活動は、児童・生徒などへの直接的な啓発のみならず、その家族（両親・兄妹など）への間接的な効果も期待できます。 学校授業にとどまらず、廃棄物処理施設（最終処分場など）への社会見学により、ごみの減量化やリサイクルの重要性を啓発し、環境意識を高揚します。 ・学校単位での廃品回収の実施、校外清掃などを実施します。
IV-1-4 環境活動のリーダーの発掘・育成 （環境衛生課）	<ul style="list-style-type: none"> ・各種の生涯学習や事業をつうじて、地域を支え、地域に貢献する人材を発掘・育成するとともに、市民一人ひとりの地域環境に対する意識を醸成します。

【進行管理指標】

指標項目	現況値(平成26年度)
社会科副読本配布数	255冊

【市民・事業者の取組み】

《市民》

- 環境教育・学習の機会や体験イベントなどに進んで参加し、知識を深めます。

《事業者》

- 環境教育・学習の場や機会、人材の積極的な提供に努めます。
- CSR（企業の社会的責任）として、事業所の見学会や環境教育・学習の実施に努めます。

IV-2. 環境情報の提供

《施策の背景、現状と課題など》

○広報紙、市ホームページによる環境情報の提供

広報紙は毎月1回の発行、ホームページはその都度更新し市政情報を市民に伝えています。市民への情報伝達を早めることが課題です。

○市政懇談会による環境問題の意見交換

市自治会連合会と共催で自治会から寄せられた課題や緊急性のある課題をテーマに意見交換を行っています。「毛虫の大発生」、「空き家対策」、「カラスの駆除」など日頃抱えている課題について話し合い、地域課題やまちづくりにおけるそれぞれの役割について理解を深めています。今後とも広く市民の意見を反映させるために、市民参画を促進します。

市政懇談会開催回数と参加者数

項目	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
開催回数	回	1	1	1	1	1
参加者数	人	41	39	55	43	50

【市民などの意識】

- 本市の環境に対する満足度では、「環境に関する情報の公開、提供」が市民で下から第4位、事業者で下から第6位です。
- 豊かな自然環境を守り育てるために必要な取組みは、市民の第3位、事業者の第4位、中学生の第3位が「自然環境保全などのためのPRや情報の伝達」です。
- 市民の意見；一人ひとりの意識が行動となり習慣となるので環境保全などのPRや情報をどんどん伝えていく必要があると思います。
- 市民の意見；つがる市が環境に対してどのような取組みをしているか、いまいち分からないので、パンフレットなどを作って市民に配布すれば良いと思う。

(環境に関する意識調査(アンケート)より)

【主な施策】

施策項目（担当課）	取組み内容
IV-2-1 広報紙やホームページでの環境情報の提供 （秘書広報課、総務課）	・ 広報紙やホームページを充実し、環境施策や事業の進捗状況などを積極的に情報公開し、市民に正しく伝えます。
IV-2-2 市民参加の促進 （総務課、福祉課）	・ 地域活動団体などと連携し、環境美化活動などに関する情報を広報し、市民の参加を促進します。
IV-2-3 市民の意見の反映の促進 （秘書広報課、総務課）	・ 引き続き市政懇談会などを開催し、環境課題やまちづくりに関する市民の意見を広く徴収し、環境施策に反映します。

【進行管理指標】

指標項目	現況値(平成26年度)
市政懇談会開催回数と参加者数	1回 50人

【市民・事業者の取組み】

《市民・事業者》

- 広報紙や市ホームページなどに掲載される環境情報を活用します。
- 情報共有のために環境保全活動などの情報の発信に努めます。



市政懇談会



環境美化活動

IV-3. 環境保全活動の推進

《施策の背景、現状と課題など》

河川美化運動や沿道清掃など自主的な地域活動を促進し、住民の環境保全意識の向上を図っています。

○美化活動など

クリーンキャンペーン、ごみゼロ運動、クリーン作戦などの美化活動を実施しています。クリーンキャンペーンでは、主に土地改良区が主催で川沿いのごみ拾いを行っています。ごみゼロ運動、クリーン作戦では、地元コミュニティ実行委員会、自治会などが主体で道路沿いなどのごみ拾いを行っています。

例年のことですが、テレビ(家電リサイクル品など)や自転車、粗大ごみなどの悪質な不法投棄が目立っています。

美化活動の参加人数

項目	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
クリーンキャンペーン	人	290	300	300	280	290
ごみゼロ運動	人	300	300	300	300	300
クリーン作戦	人	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	人	1,590	1,600	1,600	1,580	1,590

○地区活動費の補助

市内5地区自治会連合会の地区活動費に対し、補助金を交付しています。

ごみの減量化や環境美化の周知活動、ごみ拾い、側溝の泥上げなどを実施し、環境衛生の向上に寄与しています。自治会活動に際し、団体によって温度差があり、自治会の自主的活動の促進が課題です。

○自治組織への活動助成

市民に最も身近な存在である自治会に対して、市が財政的に支援し過疎地域における住民活動の活性化を図るために、備品などの整備や集会施設のトイレ改修に補助を行っています。

トイレ改修工事の補助により、水洗化が図られ環境衛生の向上に寄与しました。維持費が負担増となるなどの理由により、利用団体が少ない状況です。事業内容の見直しを行い、自治会活動の活性化が必要です。

自治組織への活動助成状況

項目	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
件数	件	3	4	1	3
補助金額	千円	5,970	10,560	3,040	8,780

○観光地の美化活動

観光地美化整備事業の一環として、つがる地球村オートキャンプ場で「つがる市観光物産協会」による植樹祭が平成27年7月に開催され、桜を50本植樹しました。平成26年度発足の観光物産協会以前の観光協会時から1,000本以上の植樹を行っています。

海水浴場（出来島海水浴場、マグアビーチ）の海開きを前に両海岸で、地元住民や小中学生、NPO法人、米軍関係者などによる砂浜の清掃活動を行っています。

*木造中学校が海岸功労者表彰を受賞（平26年度）；海岸の愛護活動に顕著な功績があったものに対し、一般社団法人全国海岸協会より表彰。同校では毎年、出来島海水浴場の海開きの前に生徒や保護者、教職員のほか、穂波小学校児童や地元住民も協力し、約200人が約500mの砂浜の清掃活動を実施してきました。

【市民などの意識】

□日常的に行っている環境に対する取り組みでは、「家（事業所）の周辺の美化や清掃」が市民の第5位、事業者の第4位、中学生の第7位です。「地域の清掃や緑化活動への参加・協力」が事業者の第3位です。

□より良い環境のために市民・事業者と市が協力すべき取り組みでは、「住まい（事業所）周辺の道路の清掃」が市民、中学生の第1位、事業者の第2位です。「地域の緑化や花いっぱい運動」が市民の第4位、事業者の第4位、中学生の第3位です。

□豊かな自然環境を守り育てるために必要な取り組みでは、「自然環境保全などのための市の率先行動」が市民、事業者ともに第1位です。「地域での取り組みへの支援の充実」が市民の第5位、事業者の第6位、中学生の第4位です。「環境保全などのための補助制度などの充実」が事業者の第5位です。

■市民の意見；空地の活用（体験田植え、農作物など）、伝統の育成（継承者がいなくなりそうな昔ながらの事の助成）。

■市民の意見；地域ごとにクリーン月間的なイベントを開催し楽しく、ごみ拾いなどを行えるものを創ればよいと思う。

■市民の意見；少子高齢化の時代の中で、地域の生活環境の整備は重要と考えていますが、集落での共同作業に参加される方は高齢者が多く若者の参加は殆どなく今後が大変と思う。

■中学生の意見；市が行うことはごみ拾い。市民は市が行うごみ拾いを手伝うこと。事業者はPRなど。

■中学生の意見；自分の住んでいる地域の人と一緒に環境保全のための取り組む機会をふやせばよいと思う。

（環境に関する意識調査（アンケート）より）

【主な施策】

施策項目（担当課）	取組み内容
IV-3-1 環境保全意識の向上による自主的な地域活動の促進（環境衛生課）	・住民の環境保全意識の向上を啓発し、河川美化運動や沿道清掃など自主的な地域活動を促進します。
IV-3-2 自主的な環境保全活動の支援（総務課、福祉課）	・自主的な環境美化活動などを促進するために、ボランティア活動や自治会などの地域活動団体や組織に対し、財政的に支援します。
IV-3-3 協働に対する理解による市民主体の環境美化活動などの実施（環境衛生課）	・市民参画が行政業務の下請け的とならないよう、市民・行政職員双方が協働に対する理解を深め、市民主体の環境美化活動やまちづくりを促進します。
IV-3-4 協働による事業の推進（環境衛生課）	・事業の目的や効果などを評価に基づき協働手法や実施主体を検証し、適切な協働による事業を推進します。

【進行管理指標】

指標項目	現況値(平成 26 年度)
美化活動実施回数と参加者数	3 回、1,590 人
自治組織への活動助成件数、金額	3 件、8,780 千円

【市民・事業者の取組み】

《市民・事業者》

- 地域で行う美化活動に進んで参加します。

《事業者》

- 職場で環境保全に関する研修や環境学習会を開催し、環境に配慮した事業活動を行います。



環境保全活動

第5章 計画の推進

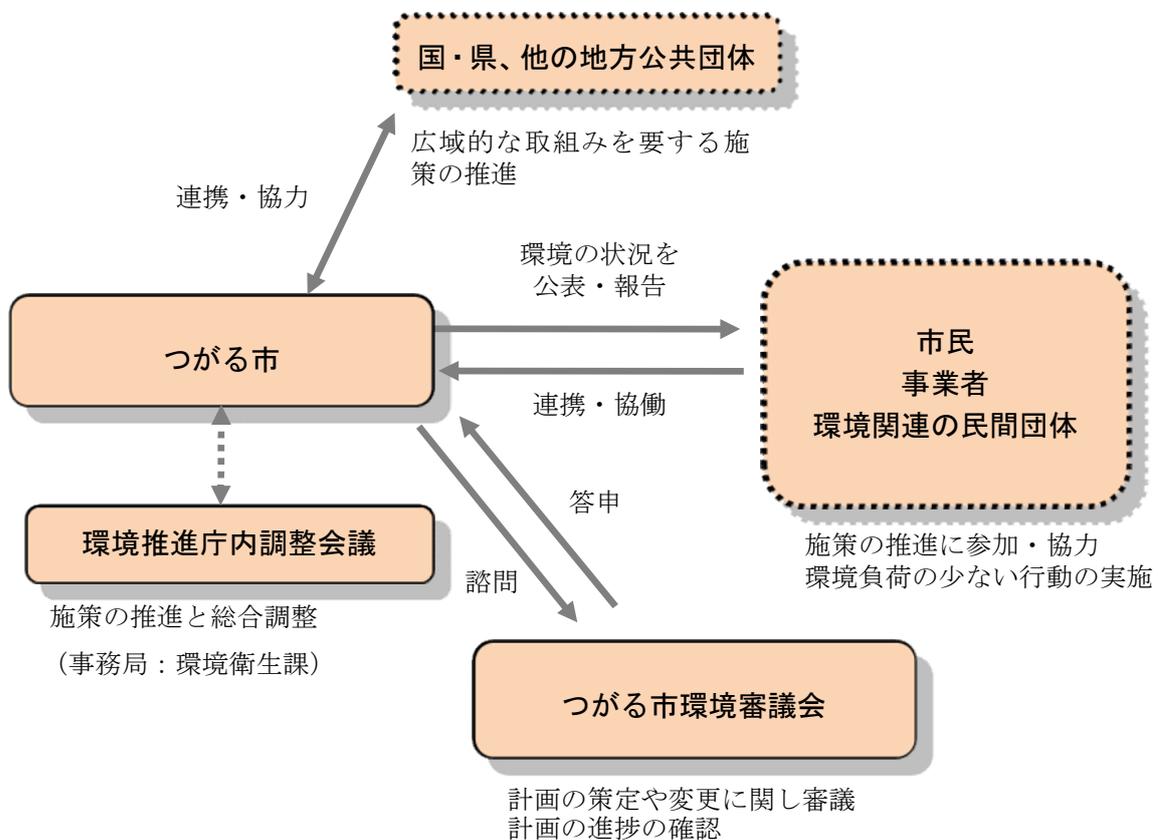


1. 推進体制

本計画を着実に推進するために、市民、事業者、市などが、将来のつがる市の環境の保全と創造に対しての役割を認識し、それぞれに連携・協働して、施策や環境負荷の少ない行動を実施します。広域的な課題については、国・県、他の地方公共団体と連携を図り、環境保全施策を推進します。

市は、計画策定のために設置した「環境基本計画庁内策定会議」を改組し「環境推進庁内調整会議」（事務局：環境衛生課）として、関連事業の調整など、全庁的な合意形成を図りながら、計画を推進します。

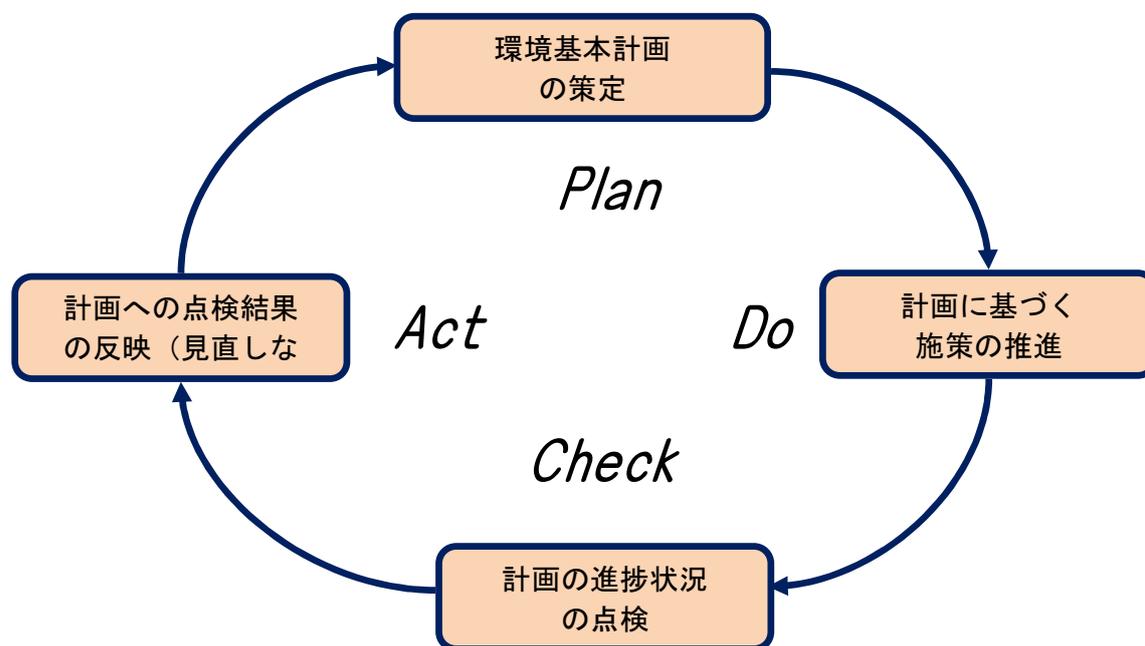
また、基本条例第 20 条に位置付けられた、環境の保全と創造に関して必要な事項を審議する「つがる市環境審議会」において意見を聞き推進します。



2. 計画の進行管理

本計画は、環境目標ごとに設定した主な施策と「進行管理指標」の点検・評価により進行管理をします。指標の点検・評価は、「環境推進庁内調整会議」（事務局：環境衛生課）のもとに行い、「つがる市環境審議会」に報告するとともに、各年度に市ホームページなどに環境の状況を公表・報告します。

本計画の進行管理は、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Act）」というPDCAサイクルを確立し、継続的に実施します。



資料編

1. つがる市環境基本条例
2. 計画策定の経過
3. つがる市環境審議会委員名簿
4. 用語の解説

1. つがる市環境基本条例

平成 27 年 9 月 25 日
条例第 30 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針（第 7 条）

第 2 節 環境基本計画（第 8 条）

第 3 節 環境の保全及び創造のための施策等（第 9 条—第 17 条）

第 4 節 地球環境の保全の推進（第 18 条）

第 3 章 環境の保全及び創造のための施策の推進（第 19 条）

第 4 章 環境審議会（第 20 条—第 25 条）

附則

私たちのふるさとつがる市は、美しい自然と風土に恵まれ、歴史と伝統に育まれた緑豊かなまちである。

しかしながら、これまでの生活の利便性及び物質の豊かさを求めることに偏重した生活様式は、自然環境への負荷を増大させ、様々な環境問題を引き起こすとともに、私たちの生活基盤である地球環境にも影響を及ぼしている。

良好な環境はかけがえのないものであり、この恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことは、私たちの大きな使命である。

このような認識の下、市民、事業者及び市がそれぞれの役割を分担し、協働して環境の保全と創造に取り組むことにより、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市民、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生動物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で

文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むために、自然との調和のとれた豊かな環境を確保し、これを将来にわたって継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれ公平な役割分担と協働の下に積極的に取り組むことにより行わなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図るとともに、公害発生を防止する等環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、公害の発生を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用を図り、廃棄物の排出抑制及び再生利用を図る等、環境への負担軽減に努めるものとする。

3 事業者は、環境保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する施策に積極的に参加し、及び協力するものとする。

（市の責務）

第6条 市は、環境の保全及び創造のため、基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、市民の自主的な活動への取組みを支援するとともに、自ら率先して各種施策を推進するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項が確保されるよう総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境が保全され、及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 身近な緑と水辺及び優れた景観、歴史的文化的資源の活用等により、安らぎと潤いのある環境が保全され、及び創造されること。

(5) 地域における環境への負荷の低減に向けた取組を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向及び配慮の方針その他良好な環境の保全及び創造に関する重要な事項について定めるものとする。

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、第20条に規定するつがる市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

（施策の策定等に当たっての配慮）

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、これを実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図り、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

（規制の措置）

第10条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

（誘導的措置）

第11条 市は、事業者及び市民が自らの活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置を採ることとなるよう誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

（環境の保全に関する事業等の推進）

第12条 市は、環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園、緑地その他自然の触れ合いができる快適な環境の適正な保全に資する公共的施設の整備及び健全な活用を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（資源の循環的な利用等の促進）

第13条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用（以下「資源の循環的な利用等」という。）が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市の施設の建設、維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用等に率先して努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興)

第14条 市は、環境の保全及び創造についての理解と関心を深められるように、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第16条 市は、環境の状況その他環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正かつ効果的に推進するため、必要な調査を行い、その成果の普及啓発に努めるものとする。

第4節 地球環境の保全の推進

第18条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための施策の推進

(県及び他の地方公共団体との協力)

第19条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策を策定し、これを実施するに当たっては、県及び他の地方公共団体と協力してその推進に努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第20条 市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7第2項及び環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、つがる市環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- (1) 環境基本計画に関すること。
- (2) 公害の防止に関すること。
- (3) 廃棄物の処理及び減量等に関すること。
- (4) 生活環境の保全に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第21条 審議会は、委員12人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 地域の代表者
- (3) 公共的団体等の代表者
- (4) 関係企業体の代表者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第22条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事その他会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 23 条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 24 条 審議会の庶務は、民生部において処理する。

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行規則)

- 1 この条例は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。
(つがる市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)
- 2 つがる市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年つがる市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。
第 16 条を次のように改める。

第 16 条 削除

(経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前のつがる市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 16 条第 2 項の規定により委嘱されたつがる市廃棄物減量等推進審議会の委員（以下「推進審議会の委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、第 21 条第 1 項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第 21 条第 2 項の規定にかかわらず、同日における推進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

<以下省略>

2. 計画策定の経過

年月日		内 容
平成 25 年度	10 月 29 日	第 1 回つがる市環境基本計画庁内策定会議 ①環境基本計画の策定について ②アンケート調査について ③環境基本計画策定にあたっての環境関連事業の確認シートについて
	11 月 15 日	平成 25 年度第 2 回つがる市廃棄物減量等推進審議会 ○環境基本計画策定（案）について
	12 月	「環境に関する意識調査（アンケート）」実施 市民 1,000 件、事業者 100 件、市内中学生 298 件
	3 月 11 日	第 2 回つがる市環境基本計画庁内策定会議
	3 月 20 日	平成 25 年度第 3 回つがる市廃棄物減量等推進審議会 ○「つがる市環境基本計画の現況調査」（アンケート結果報告含む）について
平成 26 年度	2 月 26 日	平成 26 年度第 2 回つがる市廃棄物減量等推進審議会 ○環境基本計画の策定状況について
平成 27 年度	9 月 25 日	「つがる市環境基本条例」の制定
	10 月 27 日	第 3 回つがる市環境基本計画庁内策定会議
	10 月 29 日	平成 27 年度第 2 回つがる市廃棄物減量等推進審議会
	11 月 1 日	「つがる市環境基本条例」施行
	11 月 26 日	第 1 回つがる市環境審議会 ○つがる市環境基本計画（素案）について
	12 月 8 日	市長から環境審議会会長へ諮問
	12 月 15 日 ～12 月 28 日	パブリックコメント
	1 月 19 日	第 2 回つがる市環境審議会（市長からの諮問内容を審議） ○つがる市環境基本計画（案）について
	1 月 29 日	環境審議会会長から市長への答申
	3 月	つがる市環境基本計画の発行

※平成 25 年度・26 年度は、「つがる市廃棄物減量等推進審議会」にて審議。環境基本計画策定にかかわる事項のみ記載。

3. つがる市環境審議会委員名簿

(つがる市環境基本条例第20条による)

区分		氏名	所属
1	◎	知識経験を有する者 神 勝博	元自治体職員
2	○	知識経験を有する者 齋藤 裕	つがる市民生委員児童委員連絡協議会
3		公共的団体の代表者 片山真由美	つがるにしきた農業協同組合
4		公共的団体の代表者 片山 徳明	つがる市商工会
5		地域の代表者 白戸 英行	つがる市自治会長連合会
6		地域の代表者 鶴賀 善宏	つがる市自治会長連合会
7		地域の代表者 小笠原敬子	つがる市連合婦人会
8		地域の代表者 北澤由美子	つがる市男女共同参画推進委員会
9		関係企業体の代表者 松木 静治	有限会社つがるクリーン
10		関係企業体の代表者 太田 雄三	青森県エコ・リサイクル事業協同組合

◎ : 会長 ○ : 副会長

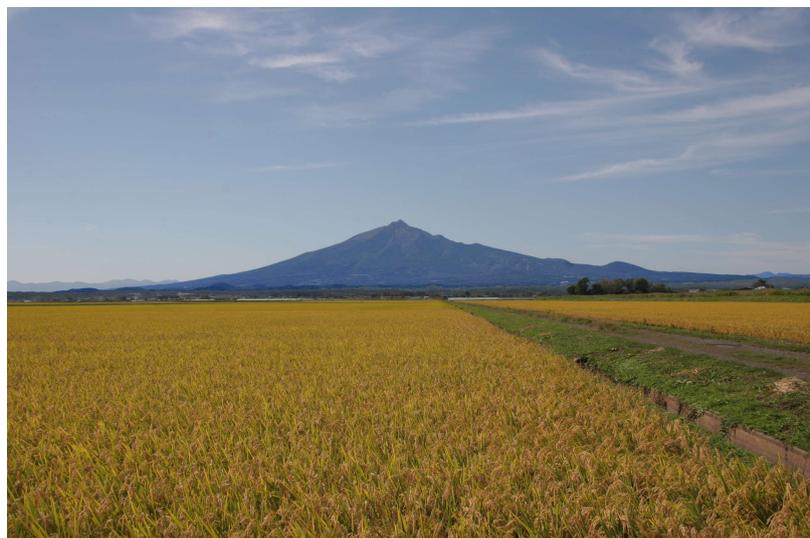
(敬称略)

4. 用語の解説

行	用語	説明
あ	エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方。エコツーリズムの推進の一環として「エコツーリズム推進法」を平成19年に制定。
	馬市まつり	かつて旧木造町で行われていた馬市は、農耕馬の市として東北三大馬市に数えられていたが、農業の機械化が進んで馬の競り市が年々衰退していった。そこで、昭和50年から、新田開発に尽くし亡くなった馬の霊を慰めるとともに、地域活性化を目的とし、巨大な馬ねぶたを曳いて町内を練り歩く「馬市まつり」を開催することになった。
	温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC _s)、パーフルオロカーボン(PFC _s)、六フッ化硫黄(SF ₆)、三フッ化窒素(NF ₃)の7種類を定めている。
か	合併処理浄化槽	し尿と台所や風呂から出る排水を合わせて処理する浄化槽のこと。
	環境保全型農業	農業が有する物質循環型産業の特質を最大限に活用し、環境保全機能を向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指す農業のこと。
	京都議定書（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書）	平成9（1997）年に京都で開催された気候変動枠組条約第三回締約国会議（COP3）で採択。先進各国の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新しい仕組みが合意。平成17（2005）年2月に発効。
	グリーン調達	製品やサービスを調達する際に、その必要性を十分に考慮し、調達が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に調達すること。
さ	再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。
	里地里山	奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念。

行	用語	説明
さ	3 R	リデュース (Reduce) : 廃棄物などの発生抑制、リユース (Reuse) : 再使用、リサイクル (Recycle) : 再生利用の三つの頭文字をとったもの。
	自然共生社会	生物多様性が適切に保たれ、自然の環境に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会をいう。
	使用済み小型家電リサイクル	平成 24 年制定の「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づく、デジタルカメラやゲーム機などのリサイクル (再資源化) のこと。
	循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。「循環型社会基本法」では、第一に製品などが廃棄物となることを抑制し、第二に排出された廃棄物はできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することを徹底することにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
	省エネルギー	産業・生活・社会活動全般において、石油、ガス、電力などの資源やエネルギーを効率的に利用すること。
	食育推進	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。平成 17 年に成立した「食育基本法」では、生きるための基本的な知識であり、知識の教育、道徳教育、体育教育の基礎となるべきものと位置付けている。
た	太陽光発電システム	太陽光を太陽電池により電力に変換する発電方式。ソーラー発電ともいう。再生可能エネルギーである太陽エネルギーの利用方法の一つ。
	チェスボローカップ水泳駅伝	チェスボロー号遭難 100 周年をきっかけとして、平成 2 年から始まる。旧車力村とバス市の直線距離にあたる 10, 200 km を、1 チーム 5 人、全参加者の合計距離を毎年累計して泳ぎ切ろうという大会。
	地球温暖化	近年の人為的な温室効果ガス (二酸化炭素やメタンなど) の放出増大に伴って、地球の平均気温が上昇している状態。気温・水温の上昇によって、海面の上昇をはじめ洪水や干ばつなどの気象への影響、生態系の変化が危惧されている。
た	地産地消	ある地域で生産されたものは、同じ地域で消費しようとする考え方。
	低炭素社会	気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。

行	用語	説明
な	農業集落排水事業	集落の散在する農村に適した汚水処理システムとして、概ね1,000人以下程度の規模で実施される農村の下水処理事業。
は	バイオマス	木材・生ごみ・家畜排せつ物などの再生可能な生物由来の有機性資源
	BOD（生物化学的酸素要求濃度）	水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量。値が大きいほど水質汚濁は著しい。
	ブランド化	競争相手の製品などと識別化または差別化するために、複数の商品やサービスを統一して象徴化させた銘柄、商標。



つがる市環境基本計画

平成 28 年 3 月

つがる市役所 民生部 環境衛生課

〒038-3192 青森県つがる市木造若緑 61-1
TEL 0173-42-2111

